

# 第四部 社會事業

	概 說	六〇三
	第一篇 社會事業行政	六〇四
	第一章 社會事業行政一般	六〇四
	第一節 社會事業行政機關管掌事務	六〇四
	第二節 社會事業行政費並公的施設費	六〇五
	第二章 私營社會事業	六〇六
	第一節 私營社會事業統制	六〇六
	第二節 私營社會事業の經費	六〇六
	第三節 私營社會事業の獎勵助成	六〇六
	第二篇 社會事業施設	六〇八
	第一章 救護事業	六〇八
	第一節 救護法による救護事業	六〇八
	第二節 官公費による救護	六〇九
	第三節 方面委員	六〇九
	第二章 失業保護事業	六〇三
	第一節 職業紹介事業	六〇四
	第二節 失業救濟事業	六〇五
	第三節 失業共濟事業	六〇八
	第四節 その他の保護事業	六〇九
	第三章 經濟的保護事業	六〇九
	第一節 住 宅	六〇〇
	第二節 公益質屋	六〇一
	第三節 公益市場	六〇二
	第四節 公益食堂	六〇三
	第四章 醫療保護事業	六〇三
	第一節 無產者診療	六〇三
	第二節 施療病院及診療所	六〇四
	第三節 特殊施療施設	六〇五
	第四節 其他の醫療事業	六〇六
	第三篇 兒童保護事業	六〇七
	第一章 妊産婦並乳幼兒保護	六〇七
	第一節 妊産婦並乳幼兒保護施設	六〇七
	第二節 乳幼兒保護運動	六〇八
	第二章 貧兒保護事業	六〇八
	第一節 不就學兒童	六〇九
	第二節 缺食兒童保護	六〇九
	第三節 兒童虐待防止事業	六〇〇
	第三章 少年職業紹介	六〇三
	第四章 虛弱兒保護事業	六〇三
	第四篇 社會教化事業	六〇四
	第一章 社會教育	六〇四
	第二章 教化事業	六〇六
	第一節 隣保事業	六〇六
	第二節 婦人保護	六〇六

## 表計統(業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別數

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭勞働者職業紹介數月別表

其五 傭給生活者職業紹介所件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所統計

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公益市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公益食堂統計

第八表 公益浴場統計

第九表 少年審判所保護處分統計

第十表 起訴及刑執行猶豫保護狀態調

## 概 説

我國に於ける社會事業は近年農村の疲弊が深刻化するに従つて從來兎角閉却視されがちであつた農村方面に力が注がれるに至つた。即ち政府は昭和七年以來農村救済のため應急、恒久の救済諸施設を實施するに至つたものであるが、そのうち失業應急事業農山漁村における救済事業、餓食兒童に對する給與の如きは本年も引續き施行された。特に本年は東北六縣の冷害飢饉のため同地方に多數の要救護者を生ずるに至り、殊に農村子女の身賣と餓食兒童問題が社會の視聽を惹き、之が救済に公私社會事業團體が動員された。

また今年九月關西地方を襲つた大風水害に際しても、同縣に多數の要救護權災民を出し、關係各府縣當局を初め公私各社會事業團體は之が救護のために全能力を發揮しなければならなかつた。

次に、昨今謂所非常時の社會事業諸施設として應急的に實施された諸施設の恒常化が一般に要望されつゝあるが、本年はまづ醫療救護の方面に於いてその實現をみるに至つた。即ち政府は昭和七年下半期以降御下賜金と國費とをつて農山漁村における時局匡救醫療事業を實施するに至り、本年はその第三年度として本年をもつて打切の豫定であつたが、その恒常施設への轉化が承認され、明年度は豫算一、六〇〇、〇〇〇圓をもつて繼續施行されることとなつた。また從來立法上の不備を指摘されてゐた兒童救護の方面に於いては、昨年十月より兒童虐待防止法が實施されたが、本年は少年救護法の實施を見るに至り、之により法制上の不備が緩和されるに至つた。

更に本年は、畏くも皇室おかせられては、皇太子殿下御誕生を御紀念遊され、兒童並に母性に對する教化、養護の思召をもつて、御内帑金七十五萬圓御下賜あらせられた。文部省は之を基金として本年四月恩賜財團愛育會を設立し、之が諸施設に當る事となつた。尙本年は失業保護に關し一の改善が行はれた。即ち政府は職業紹介法施行規則の改正を行つて、紹介所未設置町村の市町村長をして紹介事務を取扱はしめ、紹介所未設置地方の失業緩和を圖り、かゝる地方に多數存在する失業者に救済の手を差し延ばすに至つた。

尙近年無産者諸團體の社會事業分野への積極的な進出が注目されつゝある。特に醫療救護の方面に於ては、醫療の社會化を旗幟とする無産者諸團體によつて創設經營されつゝある無産者病院が何れも種々の困難と闘ひ乍らも相當の成績を擧げつゝある。左翼團體としては勞農救援會が、診療所、托兒所の經營を中心に醫療並兒童保護事業に活躍しつゝある。本年は左翼文化團體が相次で崩壊し去つた影響を受け、救援會のかゝる事業も概して不振ではあつた。

# 第一篇 社會事業行政

## 第一章 社會事業行政一般

### 第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於て事務規定に従つて管掌してゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會部分掌事務

**保護課** 一、罹災窮民救助其他恤救に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

**福利課** 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

**職業課** 一、職業紹介其他失業救済及防止に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、

市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教化職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院、住宅供給、授産場、隣保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業方針を示すものとして本年六月一日に開催された學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要並に指示事項を掲げて置く。

**内務大臣訓示概要**——經濟界の不況沈滞既に久しきに亘り、思想の動搖も亦容易ならざるものがありまして、之が爲著しく社會生活の不安を醸成せることは、憂慮に堪へざるところであります。此の社會不安を一掃して國民生活の安定を圖り、其の向上を期するには、一層社會事業施設の整備擴充を圖ることの急務なるを痛感致すのであります。幸にして、近時公私の社會事業施設は漸次擴充を見るに至りましたが、具に實情を考覈すれば尙ほ特段の努力を要するものが少からざるの狀態に在ります。殊に時局匡救の施設として、昭和七年度以降實施し來りたる醫療救護に就ては、社會事情の實際に徴し、政府に於ても之が善後の處置に關し、慎重なる考慮を拂ふ考へでありますから、諸君に於ても地方の實情に即し、施設統制宜しきを制し、以て救療上消費なきを期せらるゝは勿論、其の他、季節的託兒所、巡回産婆、公益質屋等各種社

會事業の施設に就ても、之が指導獎勵に力を致され、都市は勿論農村地方に於ける此の種施設の不備を充實し、都市農村を通じて社會事業施設の健全なる發達を期するやう勉められんことを望みます。

軍人及其の遺家族の扶助に關しては、是れ亦政府の特に意を用ひつゝある所であります。今期帝國議會の協賛を経て公布せられたる癡兵院法中改正法律は、専ら傷痍軍人優遇の趣旨に出づるものでありまして、近く之を實施すべく目下諸般の準備を進めて居るのであります。諸君は克く改正の趣旨を體せられ、軍事救護法の運用並に民間軍事扶助團體の活動と相俟つて、軍人及遺家族の慰藉救護に遺憾なきを期するやう一段の配慮あらんことを希望致します。

兒童保護は社會事業の基根を爲すものであると共に、又國運の伸張を期するに於て極めて緊急の事項であります。政府は曩に兒童虐待防止法を實施して不遇兒童の保護に資する所がありました。が、更に近く少年救護法を實施すべく目下夫々準備を進めつゝあります。之が施行に關しても必要な措置を講じ、同法制定の趣旨を貫徹するに遺憾なきを期せられんことを望みます。

最近に於ける失業狀況は、既往數年間に比し、一般的には緩和せられました。が、之を地方的に見れば、日傭労働者の失業狀況は尙ほ従前と異なることなきもの少からず、又一部には、各種事業の興起に伴ひ、多數求職者の集中を來し、却て失業者を生ぜるものもありません。諸君は常に失業狀況の査察を密にし、必要に應じて適當なる計畫を樹て、以て失業の防止救済に關し一段の力を致さ

れんことを望みます。

**指示事項**——一、神職の選任等に關する件。一、神社附屬團體監督に關する件。一、神社の森嚴保存に關する件。一、少年救護法の施行に關する件。一、傷兵院の施行に關する件。一、兒童虐待防止法に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、公益質屋の設置獎勵並に業務の指導監督に關する件。一、融和事業に關する件。一、社會事業低利資金に關する件。一、職業輔導施設の普及充實に關する件。一、失業應急事業に關する件。一、失業狀況の査察に關する件。

## 第二節 社會事業行政費並公的施設費

昭和九年度に於ける内務省所管社會事業費總額は四六、五七三、〇〇〇圓道府縣の社會事業費は六、二八一、〇〇〇圓であつて、最近五ヶ年間の社會事業費並に社會事業關係地方債は次表の如くである。「第五十三回帝國統計年鑑」に據る。

社會事業費（單位千圓）

	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度
内務省所管總額	四六、五七三	四六、三三九	三三、二六一	三三、三〇二	一〇、九七二
道府縣	六、二八一	六、四八四	四、六二六	三、三三七	一五、四九三
市町村	—	三〇、三六六	二六、二〇四	二四、四三三	二五、四三九
計	三三、八五四	二四、九六一	三〇、五六一	二六、〇九二	三三、二〇六

〔備考〕—内務省所管總額中、昭和九年度は豫算、八年度は現計他は決算である。道府縣市町村の昭和九年度、八年度

並びに七年度は豫算、他は決算である。

社會事業關係地方債(同上)

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度
道	七、一八〇	六、八八〇	六、四〇六	五、五一九	五、九一九
府	一〇三、七三三	一〇三、三三三	七七、八五〇	七三、三三九	八三、五四三
市	一、七〇、九二一	一、七六、二〇三	一、四〇、二五五	一、四四、八四九	一、四四、四六二
町					
村					
計					

## 第二章 私營社會事業

### 第一節 私營社會事業統制

昭和七年度の内務省所管社會事業施設数は、第十三回社會事業統計要覽によれば六、七九一となつて居り、うち私營社會事業が幾何を占めてゐるかは不明であるが、昭和六年度に於いては施設總數五、三三三中私設三、五八五、公設一、七三七の割合となつて居り、その前年に於ては總數四、四七四中私設二、九七九、公設一、四九五で兩年とも私設はほぼ公設の二倍となつてゐる。昭和七年度に於ても大體この割合が保たれてゐるものと見て大過はないであらう。公私設の別は事業施設の項に各これを掲げた。

私營社會事業は各官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四六にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿児島、福井、徳島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以

降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本の各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次で昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山、宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。

而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんがために協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八白に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は静岡、三重、愛知外中部日本の十縣から成るものである。

### 第二節 私營社會事業の經費

内務省所管社會事業施設の經費は昭和七年度においては合計四六、七九四、三四八圓であるが、うち私營社會事業の經費が幾何に當るかは明でない。昭和六年度に於いては公私兩社會事業經費合計四一、七六九、五三八圓中私設事業の經費は三三、八七二、一九五圓であり、昭和五年度においては總額四一、六二七、〇〇七圓のうち私設事業の經費は三二、五〇六、九四一圓にて、兩年とも公設の經費の三倍餘となつてゐる。

### 第三節 私營社會事業の獎勵助成

#### 一、御下賜金及政府の獎勵助成

#### 御下賜金

畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り御恒例により左記全國私設社會事業團體七百八十七團體に對し事業御獎勵の思召を以て金一封宛下賜あらせられた。

内務省所管——三八〇團體、司法省所管——二一〇團體、逓信省所管——三團體、文部省所管——五九團體、拓務省所管——一三五團體。

天皇陛下には皇太子殿下御降誕に當り、畏くも全國兒童並に母性に對する教化及び養護施設に要する御補助として特別の思召を以て二月二十三日内閣總理大臣に對し御内帑金七十五萬圓下賜の御沙汰あらせられた。

### 内務省の獎勵

内務大臣は紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵のため全國社會事業團體中特に優良なる四百六十七團體に對し獎勵金十五萬七千六百圓を交付した。

### 二、恩賜財團慶福會の獎勵助成

私設社會事業の助成を使命とする恩賜財團慶福會は紀元節に於て内地植民地に亘る私設社會事業團體二百二十七團體を選び總額十一萬八千九百圓の助成金を交付した。その内譯は左の如くである。

- 一、建築設備費 五四團體 五三、〇〇〇圓
- 一、乳兒保護事業 九團體 二、七〇〇圓
- 一、社會事業經營費 一六團體 六三、二〇〇圓

### 三、低利資金

大正八年度以降社會事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易保險積立金より低利資金が融通せられてゐるが、昭和八年度において内務省を経て社會事業に融通せる低利資金割當額は左の如くである。

#### 昭和八年度割當額（社會局福利課）

住宅資金	三三、三〇〇 <sup>円</sup>	勞銀繰替	一〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
公益質屋	三、六五、八〇〇	生業資金	一一、八〇〇
公益市場	四三、三三〇	地區整理	五三、九〇〇
公益浴場	五、〇〇〇	紹介所	七、三〇〇
食堂宿泊所	五〇、六五〇	救療施設	六九、三〇〇
養老感化育兒院	四、五〇〇	融通決定總額	六、三六、九〇〇

尙簡易保險の積立金の社會事業施設に對する貸付は昭和八年度に於いては公立結核療養所、公益食堂、公設職業紹介所、公益浴場、實費診療事業公營兒童保健施設等に對し計四〇一、五〇〇圓であつたが、昭和九年度に於ける社會事業施設に對する貸付金額は八七、二〇〇圓にてその内譯は左の如くである。（「簡易生命保險積立金貸付狀況」昭和十年）

簡易食堂	五、〇〇〇 <sup>円</sup>	實費診療事業	二、二〇〇 <sup>円</sup>
公益質屋	六〇、七〇〇	公益浴場	一九、三〇〇
計	八七、二〇〇		

## 第二篇 社會事業施設

### 第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費、院内及院外救助、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。

これ等の救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのであるが、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て救護法が公布され、昭和七年一月一日より實施せられるに至つて從來の救護制度は根本的に改善される事となつた。然るに同法は救護手續の煩瑣なると、地方自治體の財政難とのため、所期の効果を擧ぐるに至らなかつたので、政府は昭和七年罹災救助基金法の改正を行つて運用上の不備を除去した。

#### 第一節 救護法による救護事業

昭和九年自四月至九月救護狀況を見るに、被救護者總數は一六一、

七九一人にて、内居室救護を受けたるもの一四一、九八二人、收容救護を受けたるもの一九、八〇九人にて、之を昨年同期に比すれば總數に於て六、七七三人、居室四、六五九人、收容一、二一四人の何れも増加である。之を救護種類別に見れば生活扶助を受けたるもの最も多く一四〇、四一七人、醫療二〇、二〇六人、助産九四六人、生業扶助二二〇人の順となつてゐる。

次に同期に於ける救護費總額は二、八九三、一七四圓にて、うち生活扶助費が二、四九五、八四〇圓にて最高を示し、次で醫療費三九一、一二九圓、助産費四、二六六圓、生業扶助費一、九三九圓となつて居り、之を前年同期と比較してみれば、總額に於いて三四四、〇四四圓の増加を示し、生業扶助費が昨年比し僅少の減少となつてゐる。外何れも増加してゐる。更に救護費を救護方法別に見れば、居室救護費總額二、二二一、三三三圓、收容救護費七七一、八四一圓となつて居り、之に埋葬費(二二、六一一圓)、委員費(三〇、二二三圓)及び救護施設事務費(三一、四五三圓)を加へた經費總額は二、九七七、四六一圓に上つてゐる。その一ヶ月平均は四九六、二四二圓となつてゐる。その他救護施設數は昭和八年三月末現在九十五を數え委員總數は昭和七年末現在二九、九五四人である。

昭和九年度 自四月至九月分救護狀況調 (内務省社會局保護課)

生活扶助費	道府縣		市		町村		計
	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	
居室	八三	二、三九	五七、五三	一、〇八三、七四	七〇、三六	九九、七四	二、〇四、六〇
收容	八三	二六、一八	九、九一	四三、二三	八四	三、八〇	四八、三三



医療費	助産費	生業扶助費	計		委員葬費	救護施設の事務費	合計	一ヶ月平均所要額					
			収容	居室									
二二 (六〇) 四二〇 (三九六)	(三九六) 五 (二)	(二)	二二 二〇 (二)	一、〇三三 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	二四 七六 二、〇四〇 三、〇九七	二 二五 一、一三三	二、〇八六 四、五三三 九、〇八五 五〇	七、九〇五 (三、二六八) 六、九六六 (六、二三三) 五七〇 (三九) 一六三 (一六三)	七〇、四六六 二六三、二二一 二、五六一 八二〇	四、二七九 (二、一六六) 五〇五 (二五四) 一九六 (三七)	三〇、〇一九 一六、一三一 八三 三	二、三三〇 (四、四九四) 七、九〇一 (六、八七三) 七七五 (七八) 一七一 (一六八)	一〇一、三七二 二八九、七五七 三、四二三 八五三
二二 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	(二)	(二)	二二 二〇 (二)	一、〇三三 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	二四 七六 二、〇四〇 三、〇九七	二 二五 一、一三三	二、〇八六 四、五三三 九、〇八五 五〇	七、九〇五 (三、二六八) 六、九六六 (六、二三三) 五七〇 (三九) 一六三 (一六三)	七〇、四六六 二六三、二二一 二、五六一 八二〇	四、二七九 (二、一六六) 五〇五 (二五四) 一九六 (三七)	三〇、〇一九 一六、一三一 八三 三	二、三三〇 (四、四九四) 七、九〇一 (六、八七三) 七七五 (七八) 一七一 (一六八)	一〇一、三七二 二八九、七五七 三、四二三 八五三
二二 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	(二)	(二)	二二 二〇 (二)	一、〇三三 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	二四 七六 二、〇四〇 三、〇九七	二 二五 一、一三三	二、〇八六 四、五三三 九、〇八五 五〇	七、九〇五 (三、二六八) 六、九六六 (六、二三三) 五七〇 (三九) 一六三 (一六三)	七〇、四六六 二六三、二二一 二、五六一 八二〇	四、二七九 (二、一六六) 五〇五 (二五四) 一九六 (三七)	三〇、〇一九 一六、一三一 八三 三	二、三三〇 (四、四九四) 七、九〇一 (六、八七三) 七七五 (七八) 一七一 (一六八)	一〇一、三七二 二八九、七五七 三、四二三 八五三
二二 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	(二)	(二)	二二 二〇 (二)	一、〇三三 (六三) 一、二七七 (六三) 二、二九〇 (四六四)	二四 七六 二、〇四〇 三、〇九七	二 二五 一、一三三	二、〇八六 四、五三三 九、〇八五 五〇	七、九〇五 (三、二六八) 六、九六六 (六、二三三) 五七〇 (三九) 一六三 (一六三)	七〇、四六六 二六三、二二一 二、五六一 八二〇	四、二七九 (二、一六六) 五〇五 (二五四) 一九六 (三七)	三〇、〇一九 一六、一三一 八三 三	二、三三〇 (四、四九四) 七、九〇一 (六、八七三) 七七五 (七八) 一七一 (一六八)	一〇一、三七二 二八九、七五七 三、四二三 八五三

備考—救護人員は救護種類別に總救護件數を掲げ同一人にして二種以上の救護を受けたるものは括弧を附して再掲す。

## 第二節 官公費による救護

### 1 救恤規則による救護

茲に官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行旅病人及行旅病死亡人取扱法によるものを指す。

最近五ヶ年間の恤救規則による救護の状態は、次表の如く昭和五年迄救助人員及救助金額ともに遞増を續けてゐる。昭和六年度に於

ては人員に於ては増加を示してゐるが、救助金額は昭和五年及昭和四年に比し却つて減少を來してゐる。

恤救規則による救護累年表（第四十六回内務省統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
救助人員	三〇、七三	二六、七三〇	二二、二七	一七、四三	一三、七〇七
死亡廢停	一三、六五	九、三七	六、八〇六	五、二二	四、六三〇
年度末現在	一八、一八	一七、四〇三	一四、三三	一三、三三	一〇、四六〇
救助金額	六四、三六	七七、三六四	六四、二一	四九、〇〇	五七、九三〇

2 棄兒養育米給與方による救護

棄兒の貰受者若くは預り人に對し棄兒が滿十三歳となるまでその養育料として年々米七斗を給與するものであつて、昭和六年の養育人員は六八六八人、養育費六七、九九二圓にて何れも前年に比し減少してゐる。

棄兒養育累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
養育人員	六八六八	七九	七三	七七	八二五
廢止人員	七	一一	一一	一一	一六
年度末現在	五四	六七	六二	六〇	六五
養育費	六七、九三	九三、三三	一四六、四五	九六、〇八一	一〇三、五四

3 行旅病人及行旅死亡人救護

昭和六年に於ける行旅病人の救護人員は七、二四六八人、救護費は

五一七、八三七圓にて、從來人員、救護費とも年々遞増しつゝあつたが、本年は何れも前年より減少を示してゐる。行旅死亡人は昭和六年四、二一六八人、辨償金五一、七六一圓にて之亦前年に比し何れも僅少の減少となつてゐる。

行旅病人救護累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
救護人員	七、二四六	七、三九	六、五二	五、八五	六、八五
死亡者	二、四六	二、五五	二、三三	二、三九	二、一七
年度末現在	二、九八五	三、二六	二、五	二、五八五	二、七九
救護費	五七、八七	六〇、三〇八	五四、五九七	五七、四二五	四六、六八

行旅死亡人取扱累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
死亡者	四、二六	四、二五	四、〇七	三、七五	三、六八
辨償金	五、七六	五、一九	六〇、〇四	五、二六	三、八九

4 その他の救助

昭和六年度における上記以外の救助につき表示すれば左の如くである。（同上統計報告）

事業數	經費其他	救助人員
院内（居宅）救助	一九五	三三七、八〇二
院内（收容）救助	一〇五	一、二九〇、五七五
院外（居宅）救助	一九五	三三七、八〇二
院内（收容）救助	一〇五	一、二九〇、五七五
延	現	件
六、五四	五、八九	一四、七三
五	一	一三、九七

不具癡疾保護	二五	一四六、四九三	四六九
軍人遺家族後援	二四八	六三三、三三九	四、八六三
		件	三四四

### 5 軍事救護

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見同七年一月一日より實施せられ今日に至つてゐる。

昭和八年度並最近五ヶ年に於ける軍事救護成績は左の如くである  
昭和八年軍事救護成績表（第十三回社會事業統系要覽）

救護種別	戸數	人員	金額
生活扶助	三〇、〇二五	九、七七三	二、六三六、八八九
醫療	(一、〇七〇)	(二、一五五)	五、〇二四
助産	(二九)	(二九)	二、三六
生業扶助	(六)二	(三三)	一、二七六
臨時生活扶助	(七)七	(三〇)	四〇五
埋葬	(四三六)	(四五〇)	四、二八三
計	三〇、〇九四 (一、五四六)	九、九〇五 (一、七三六)	二、七〇三、九三五

〔備考〕―括弧内の數字は二種以上の救護を示す。

自昭和四年  
至昭和八年  
軍事救護成績表

### 第四部第二篇 社會事業施設

年	救護人員	金額
昭和四年	四四、一四三 (六六一)	一、四九八、〇二四
同五年	五一、八五五 (七七五)	一、五八六、七六七
同六年	七一、六四三 (八八一)	一、七三二、六二四
同七年	九九、〇三三 (一、四三四)	二、四二七、四九六
同八年	九七、一七九	二、七〇三、九三五

〔備考〕―括弧は家族を有する傷病兵を示す。

### 第三節 方面委員

#### 1 方面委員概況

昭和七年度に於ける方面委員施設數は公設六七、私設三計七〇にて、その方面數は公設七、九六二、私設一六七計八、一二九となつてゐる。そして委員數は三三、一〇七人（内、私設一、一二七）取扱件數は三、七〇七、六八〇（内、私設九、三九五）、經費七五四、六九八圓（内、私設一八、一五三圓）である。最近四ヶ年の委員數、取扱件數及經費を示せば次の如くである。（第十三回社會事業統計要覽）

年	委員數	取扱件數	經費
昭和四年	一八、九五	六三七、九二〇	四四三、二六六
同五年	三、七〇八	一、二七、二八一	四四三、七三三
同六年	二七、九〇七	一、八四〇、七四九	六〇八、二八
同七年	三三、一〇七	三、七〇七、六八〇	七五四、六九六

尚昭和六年度の取扱件數、施行地世帶數及び委員の擔當世帶數は

次の通りである。(本邦社会事業概要—昭和八年—)

**取扱件数** 全国方面委員の昭和六年中における取扱件数総数は百八十四萬七百四十九件で、之を前年の百十二萬七千八百八十一件に比すれば、七十一萬三千五百六十八件即ち六割一分の増加である。内一萬件以上を取扱ふものは十八施設であつて、就中東京市の五十萬一千四百六十三件、愛知縣の二十九萬二千九百四十七件、東京府の二十八萬一千五百十二件、大阪府の十五萬九百二十五件等は特に多數の取扱件数を有するものである。次に一千元以上一萬件未滿を取扱ふもの三十五施設、五百件以上一千元未滿のもの及び百件以上五百件未滿のもの各二施設、百件未滿は八施設である。次に委員一人當りの平均取扱件数を見ると總平均六五・九件にして前年に比し一六件餘を増加してゐる。就中東京市の七百四十一件、駒澤町の五百二十二件、愛知縣の四百四十一件、京都府の三百九十五件、長崎市の三百五十四件、等はその多數なるものであり、これに反して山口縣小松町、八代村等の如く一件乃至一件にすら滿たないものがある。

更に全施設の取扱物件を通じて見れば、金品給與は百六十五萬八千三百一十一件にして最高位を占め、保健救療の三十二萬五千九百八十一件、社會調査の二十七萬六千七百九十件、相談指導の十二萬六千七十七件、保護救濟の八萬九千四百三十二件等これに次ぎ、最も少いのは戸籍整理の一萬九千七百五十七件であつてこの順位は前年と全く異なるところがない。

**施行地世帯数** 方面委員制度施行市町村世帯總数は八百四十萬四千九百十二、方面委員施行區域世帯總数は八百三十六萬九千五

百三十五で、方面委員施行區域は設置市町村の殆んど全世界帯を包含することを知らる。而して施行區域内に於ける現在取扱世帯数は二十九萬九千十八であつて施行區域内世帯数の三五パーセントに當る。これを全國總世帯数一千二百七十萬五千八百九十六(昭和五年國勢調査速報、準世帯を含む)に對比すれば方面委員施行區域世帯数はその六五・八七パーセント、現在取扱世帯数は二・三三パーセントである。

**委員の擔當世帯数** 委員一人當りの擔當世帯数は同一施設内において市部と郡部とに依つて異なるが、これを通じてその平均について見れば千世帯以上のもの沖繩縣をはじめ三施設、五百世帯以上千世帯未滿のもの十四施設、百世帯以上五百世帯未滿のもの四十四施設五十世帯以上百世帯未滿のもの及び五十世帯未滿のもの夫々五施設及び十施設あり、而して京都府の市部七世帯、郡部四世帯、宮崎縣の十世帯、大阪府及び長崎市における十二世帯、東京府駒澤町の二十一世帯、福島縣の二十三世帯、長崎縣の二十七世帯等その最少なるものである。更に全國に於ける委員一人當り擔當世帯数の平均を見れば百四十三世帯に當つてゐる。

これを昭和二年度における施設總数六十の内千世帯以上のもの五、五百世帯以上千世帯以下のもの十七、百世帯以上五百世帯以下のもの二十一、百世帯以下のもの八に比較すれば委員の擔當世帯数は一般に漸次減少の傾向を示し、五百世帯以下のもの全施設の大半を占め、全國平均に於ては前年の半數以下に減ずるに至り。

次に方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會は全國府

縣に存在し、その昭和八年三月末現在に於ける團體數は一、〇一〇にて之が經費七〇八、二九四圓、資産二、七五三、九三八圓となつてゐる。(第十三回社會事業統計要覽)

## 2 方面委員の活動狀況

**第五回六大都市包含府縣方面委員代表協議會** 十月五日六日の兩日横濱市記念館に於て開催された。協議事項左の如し。

一、救護費國庫補助豫算の増加を其筋に建議するの件(東京市提出) 二、母性保護法制定の件(名古屋市提出) 三、救療關係法規の綜合統一に關し當局に建議の件(神戸市提出) 四、六大都市包含府縣に國營精神病院を設置せらるる様其の筋に建議するの件(横濱市提出) 五、救護法に依る救護施設の國庫補助豫算を増額せらるる様其の筋に建議するの件(横濱市提出)。

**第五回全國方面委員大會** 全日本方面委員聯盟主催第五回標記大會は愛知縣並に名古屋市後援の下に十月八日より三日間名古屋市公會堂に於て開催された。出席者三千五百餘名、同聯盟會長清浦伯、大久保、林兩副會長、後藤内相等臨席。三日間に亘る各委員の協議の結果大體左の如き決議をなした。

### 【決議】

- 一、救療普及に關する件(第一委員會附託)。
- 1、時局匡救醫療救護事業に關する建議案。
- 2、救療事業取扱局の統一に關する請願書案。
- 3、救療機關相互の聯絡に關する決議案。
- 4、特別救療施設に關する決議案。

## 第四部第二篇 社會事業施設

二、親子心中防止に關する件(第二委員會附託)。  
以上の他都市部會及び農村部會に於て夫々委員一人當り要保護世帯に關する件につき協議を行ひ兩部會に於て各々決議を行つた同大會に於て議決せられた宣言並に決議を左に掲げて置く。

### 【宣言】

我等任ラ方面委員ニ受ケ夙ニ都會生活ノ難苦ト農山漁村ノ窮乏ニ直面シ隣人ノ救濟教化ニ奮闘努力スルコト茲ニ年アリ。今ヤ我國內外多事殊ニ凶災相亞テ起リ爲ニ生活ノ不安ヲ訴フルモノ愈々多キヲ加フ。此ノ秋ニ當リ我等方面委員ハ其ノ本來ノ使命ニ鑑ミ協心戮力一層其ノ本務ニ精勵シ隣保相扶ノ實ヲ擧ゲ同胞相愛ノ美風ヲ作興シ以テ國民生活ノ安定並ニ社會福祉ノ増進ニ寄與貢獻セムコトヲ期ス。

右宣言ス。

### 【決議】

一、我等方面委員ハ常ニ躬ヲ持スルコト恭議努メテ本分ヲ竭サムコトヲ期ス。一、我等方面委員ハ方面制度ヲ全國各地ニ普ク徹底セシムムコトヲ期ス。一、我等方面委員ハ益々方面精神ヲ高揚シ同胞相愛ノ大義ニ對スル社會ノ理解ヲ促進セムコトヲ期ス。

右決議ス。

## 第二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて、失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は、急激に増加す

るに至り、政府初め各社會事業團體によつて廣汎な範圍に亘る失業者保護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及失業共濟事業の現況を概観する事とする。

## 第一節 職業紹介事業

### 1 職業紹介所經營主體數

大正十年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介所の設置を勸奨して來たのであるが、昭和九年十二月末日現在に於ては公立五五〇、私立三七計五八七ヶ所となつてゐる。之を昭和八年末の數と比較すれば公立において六八、私立において一の各増加、計六九の増加を示してゐる。

### 2 職業紹介取扱成績

昭和九年十二月末日現在における取扱成績は次の如くである。

(1) 一般職業取扱數 は求人數一、七九四、〇四二、求職者數一、五六九、九八二、就職者數六七二、四六〇であつて、之を前年末に比較すれば、求人數において三四二、〇四四、求職者數において四一、六九一、就職者數において三九、一四五の各増加を示してゐる。更に求人數百に對する求職者數は前年は一〇六であつたが、今年は一八八であり、求職者數百に對する就職者數は三七であつて前年は四一である。尙ほ月別についてみれば、求人は十一月が最も多く一月、三月、十二月がこれに次いでゐる。求職者は三月、十一月、十月に多く、就職者は十一月、三月、二月に多い。

(3) 日傭労働者職業紹介數 は求人數一四、三六七、七七八、求職者數一六、七二四、一〇二、紹介員數一四、二二三、八七六であつて、求人數百に對する求職者數は一一六、求職者數百に對する紹介員數は八五である。之を前年と比較すれば、求人數において二、五二九、三六五、求職者數においては三、四〇〇、一七〇、紹介員數においては二、五六五、一八三といづれも可成りの減少を示してゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數、求職者數、紹介員數ともに三月、二月、一月に多い。

(3) 傳給生活者職業紹介數 は求人數二七、三二六、求職者數七五、八三五、就職者數二〇、六八九であつて、之を前年と比較すれば、求人數においては五、六五七、求職者數においては六、七一七就職者數においては四、四七七と各々増加してゐる。求人數百に對する求職者數は二七六、求職者數百に對する就職者數は二七となつてゐる。尙ほ月別にみれば、求人數は九月に最も多く、十一月、六月、四月の順となつてゐる。求職者數は三月に多く、四月六月が之に次ぎ、就職者數は四月、六月、十一月の順である。

上記の如く我國の職業紹介事業は最近漸次發達しつつあるが、しかしその設置ある市町村數は僅に二六〇に過ぎず、従つて勞務の全國的需給調節をはかるにはいまだ不十分であり、殊にその未設置市町村においては相當多數の就職希望者が紹介所なきため、種々不便を蒙つて居る有様なので内務省社會局ではこれ等の缺陷を補ふと同時に全國的勞務の需給調節を圓滑ならしめるため、現行職業紹介法施行規則の改正を企て本年十二月十八日公布即日實施するに至つた。改正規則は、職業紹介所未設置市町村においては當該市町村長

をして職業紹介事務の一部を掌らしめるものであつて、改正要點は左の如くである。

即ち改正は現行職業紹介法施行規則第十七條の次に左の二條が新に附加せられた點にある。

第十七條ノ二 地方職業紹介事務局又は職業紹介所必要ありと認むるときは其の受けたる求人申込又は通報に關し職業紹介所の設置なき市町村の市町村長に求人条件を通報することを得。

(第二、三四の各項略)

第十七條ノ三 市町村長前條第一項の通報を受けたるときは直に之を一般に周知せしむべし。

市町村長前項の求人に對する求職の申込を受けたるときは之を求職票に登録し直に之を求人への通報をなしたる地方職業紹介局(括弧内略)又は職業紹介所に送付すべし。

## 第二節 失業救済事業

### 1 一般狀況

大正拾四年以來財界の不況につれて失業者簇出したので、政府はこれが救済の爲め同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめ、その財源に地方債を求むるものに對しては従前通り、地方債許可方針の例外を認め特に此れを許可し、又労働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態であるので、政府は右と同様の

計劃を以て、毎年度冬期に於て六大都市關係地方の公共團體をして失業労働者救済事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必ずしも冬期に限定せず、又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對してもその施行を認め事業の對象は日傭労働者のみならず廣く一般労働者の救済を圖る等その範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになつた。又一般労働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失業困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就業手當の全額公共團體の事務については就業手當の二分の一、就業手當以外の經常諸費及び労働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになつた。更に昭和五年度に於ては失業救済事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方においては起債し得るに至り事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救済事業の對象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及び失業者の數減少せず、却つて激増したるを以て政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及び開墾、耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、産業開發等に資すると共に、これによつて窮農及び多數の失業者を使用しもつて失業の緩和に資し、又軍需品の注文、老朽船の解體新船建造の補助助成、税關專賣局等官衛の建設、飛行場の設置等により工場及び建築土木等の熟練労働者並びにその他の労働者の需要増加を圖つ

たが、しかもこれら諸事業の起興及び民間事業の勃興等によつて失業防止救済又は緩和を期するも尙救済を要すべき失業者多敷存する場合には従來の失補業救済事業に代るべき失業應急事業を起興せしめ國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又て小額給料生活者授職事業は引續き失業應急事業に包含し施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救済失業者の認定を適正ならしめ、就勞を統制し本事業をして眞に失業救済に役立たしむるの要あるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれが専任職員を置かしめその經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることとしたが、昭和八年度に於ては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するため

に要する職員を社會局並びに各職業紹介事務局に配置し本事業をし

## 2 失業應急事業現況

て失業救済上一層有效適切ならしめんとしてゐる。

政府は大正十四年來實施して來た失業救済事業を昭和七年その名稱を失業應急事業と變更の上繼續しつゝあつたが、同年下半年より農村の困窮は益々深化し、従つて都市失業勞働者數も亦必然的に増大するに至つたため、同年八月開會の第六十三議會に時局匡救のため失業應急事業補助の追加豫算を提出して其増額を行ひ、且つ新に要救済失業勞働者就勞統制の爲設置する専任職員に要する經費の二分の一を補助し勞働者の統制を完全ならしむる事を期した。

昭和八年度に於ける一般勞働者失業應急事業施行成績を示せば次の如くである。

### 昭和八年度一般勞働者失業應急事業施行成績（昭和八年職業紹介年報）

業 種 別	施行年度	事業費豫算額 円	事業費支出済額 円	勞力費豫算額 円	勞力費支出済額 円	勞働者使用延 人員	一 日 平 均 使 用 人 員
一般補助事業	七年度繰越	一七、三〇三、八二九	一三、四四一、二六八、〇〇	五、〇四八、五五五	四、四四〇、〇八〇、二六	三、一四四、三六	八、六二四
	八 年 度	二九、六三三、三三四	二〇、八二八、八八五、七五	一〇、〇八一、六三五	七、六五五、四〇七、六一	五、八二六、五二八	五、九六六
	小 計	四六、九三五、一五四	三四、二七〇、一五三、七五	一五、一三五、二〇〇	一一、七九五、四九七、九〇	八、九六〇、〇七四	二四、五五〇



起債事業	七年度繰越		八年度		小計	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員
七年度繰越	一一、四九三、〇三四	七五四、九九七	六、四四四、五六七、一〇	二、四〇〇、九九六	一、一六九、四五三、二九	二、〇六六
八年度	一〇、〇九七、三三八	五九一、八九四	六、三三七、〇三九、九三	一、八四一、〇五一	一、二三〇、一五七、八六	一、六三三
小計	二一、五九〇、四三二	一、三八六、八九一	一二、七八二、一〇七、〇三	四、二四二、〇四七	二、三九〇、六一〇、一五	三、六九〇
臨時冬季事業	七年度繰越		八年度		小計	
七年度繰越	二九、七三六	八、四六九	五九二、八〇〇	一八七、八三四	二四七、六四一、一八	五二五
八年度	二九、三四七、八五	八、四六九	五三六、二四、一八	二五二、二五五	二四七、六四一、一八	五二五
小計	五九、〇八三	一六、九三八	一一二八、〇四四	四〇四、五一〇	四九五、二八二、三五	一、〇五〇
合 計	八年度	四〇、三三三、四三三	二七、七三九、一三九、八六	一二、二七三、九四一	九、〇三三、二〇六、六五	一、八〇七
小計	六九、一四七、〇四三	一九、六三三、五〇二	四七、六三七、二四九、八一	一九、六三三、五〇二	二四、三四二、七四九、一五	二八、七七八

備考 一、一日平均使用人員は労働者使用延人員ヲ三百六十五日ニテ除シテ算出セリ。二、労働者使用延人員並ニ一日平均使用人員欄ノ括弧内ノ數字ハ右側數字中ニ含マレタル職業紹介所ノ紹介人員ヲ示ス。

次に知識階級失業者の救済を目的とする所謂小額給料生活者失業 横濱市、兵庫縣、神戸市、名古屋市等に於いて實施せられた。その應急事業も亦前年に引續いて東京府、同市、京都市、大阪府、同市 昭和八年度の事業施行成績は左の如くである。

昭和八年度小額給料生活者失業應急事業施行成績（上掲年報）

施行年度	事業豫算額	事業費支出済額	就業業者手當	就業業者延人員	就業日平均人員
昭和七年度	一〇、〇四五	九、九九一、四三	八、九九一	七、五七六	二〇八
繰越				七、五七八	二〇八

八年度

計

備考 一、一日平均就業人員ハ就業者延人員ヲ三六五日ニテ除シテ算出セリ、二、就業者延人員並ニ一日平均就業人員欄ノ括弧内ノ數字ハ右側數字中ニ含マレタル職業紹介ノ紹介人員ヲ示ス。

### 3 應急事業以外の施設

政府は失業應急事業以外に失業救済事業を行ひつつある。即ち昭和八年度に於ても内務省直轄の時局匡救土木事業を始め、産業開發の目的を以て國直轄國道改良工事及び府縣道改良工事並に治水港灣等の大土木事業計畫を樹て之に出來得る限り窮迫せる失業労働者を使用せしめる事としてゐる。即ち失業者特に多き四十都市及び其の附近に於て施行する事業は國直轄たると府縣營事業たるとを問はず己を得ざる場合の外は使用労働者の七割以上は職業紹介所紹介の要救済失業者を使用せしめ顔付の數を技術上の最少限度に止めしむる

等殆ど失業救済の目的を以つて施行するものと同様の方法を採らしめてゐる。

### 第三節 失業共済事業

労働者の自助的或は相互共済施設としての失業共済施設は財團法人大阪市労働共済會、東京市勞務者共済會、名古屋市勞務者共済會及び神戸労働保險組合、の四施設があるが、大阪市労働共済會は目下失業給付を休止してゐる。その他の三共済會合の昭和八年度末の事業成績は次の如くである。

組	年度末 組合員數	總額	收入金			總額	失業給付				
			組合員 掛金	御下賜金 及補助金	繰越金 及雜收入		人員	金額	傷痍及 疾病給付	遺族及 死亡給付	其他
東京市勞務者 共済會	五、四〇一	二六八、四四三	二六〇、〇八八	五、七〇〇	二、六四五	一六二、四三七	一四八、三〇六	一〇三、八二四	一五、三六二	二〇、九二八	二二、三三三
名古屋市勞務 者共済會	三九五	九、三六二	一、二三四	五、八〇〇	二、四五一	三、〇七五	七、三三三	三、〇一九	五五	—	—
神戸労働保險 組合	二、八三九	六、六六五	五九、九六四	六、八〇〇	一、七六一	三三、二三五	三、〇五三	一、五六六	一三、五五四	三、一四四	一四、〇一一
總數	八、六三五	三〇六、三九一	三三一、二六六	一八、三〇〇	六、八九四	一九六、七四七	一五六、五八二	一〇八、三三九	二六、九九二	二四、〇六二	三五、三三四

日傭労働者失業共済事業実績 (自昭和七・四 至同八・三)

施設名	月末現在加入者数平均		出頭		就業		失業		受給	
	入者数平均	延人員	延人員	業員	延人員	業員	延人員	業員	延人員	業員
東京市勞務者共済會	六、二八〇	一、五五、四五		九五、一四	五〇、三〇		一八、二五			
名古屋市勞務者共済會	三、四	七〇、九六		二二、三三	四七、八七		一、三六			
神戸勞働保險組合	一、三九	三五、九〇		三九、二六	一七、九八		一、二七			

尙失業対策委員會は昭和八年六月「日傭労働者の失業共済施設に關する決議」をなし、此種施設の設置を奨励し、之に嚴重監督を加ふると同時に國庫より補助金を與へて所期の目的を達せしめんとし、準據すべき共済組會要綱を作成發表した。(前年度版本年鑑參照)

### 第四節 その他の保護事業

その他失業保護施設としては失業保險制度と解雇手當制度等があるが、失業保險制度は未だ制定されるに至らず、たゞ昭和七年六月大阪市勞働共済會によつて之が實施を見るに至つたのみである。政府は失業保險制々定に至る迄の暫定策として解雇手當制度の確立を急ぎ、内務省社會局にて同制度に關する單行法制定の方針を定め失業対策委員會に於て審議を續け、昨年十月參案三案を立案したが未だ本年中には具體化されるには至らなかつた。

昭和七年六月一日より大阪市勞働共済會に依つて實施された失業保險制度は大要左の如くである。

被保險者たり得る者は、大阪立職業紹介所の紹介に依つて大阪市内に就職した者に限られ、保險契約者は被保險者本人、又は

其の雇傭主とされてゐる。加入後一ヶ年以上を經過し、失業した場合に保險給付を受け得るのであるが失業保險料月額五十錢の場合に、月額五十錢、保險料月額七十錢の場合に、月額七十錢、保險料月額一圓の場合に、月額一圓の三種であつて、給付日数は保險料納付一年以上、二年未滿のものは二五日、同じく三年以上、三年未滿のものは四〇日、三年のものは六〇日と規定され、三年を超へ十年迄のものは一年を加へる毎に二〇日を増し十年を超へるものは一年を加へる毎に四日を増すことになつてゐる。昭和七年六月、事業開始以來昭和八年三月末迄の加入者總數は五三一人で、内五四人の脱退者あり三月末現在加入者數は四七七名であつた。尙當年度の保險料納入額は二、三〇五圓三〇錢であるが保險金の支出は加入後一年を經過して居らぬから皆無である。

### 第二章 經濟的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは、住宅供給、公益市場、公設食堂、公益質屋等である。之等の施設は經濟界不況の深刻化に伴ふ一般的

窮乏化の甚しい現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つてはゐるが量的には年々各地方に増加してゐる。たゞ公益市場及び公設食堂は不況を反映して兩三年來減少の傾向にあつた。前者は本年も些少乍ら減少を續けてゐるが、賣上高に於いては却つて前年より増加を示して居り、食堂は昨年、本年ともに僅少の増加を示してゐるが、利用者總數及び賣上總額は却つて減少を來してゐる。以下各項に亘つて昭和九年度の概況を述べやう。

### 第一節 住 宅

**住宅組合** 昭和九年十一月末日現在における組合數は二、七四二、組合員數三〇、七四七人、住宅建設費六八、〇四三、七六六圓にして、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。

昭和八、九兩年の數を示せば左の如くである。

昭 和 八 年 十 一 月 末 現 在	組 合 數	組 合 員 數	住 宅 建 設 費	地 區 指 定 年 月 日	事 業 費	買 收 土 地 面 積 (アール)	住 宅 戸 數
(一) 東京市荒川区三河島町地内	二、七四〇	三〇、七四三	六七、九三二、七六六	昭和三・三	一、三三七、一九〇	三三	鐵 三〇 木 一九
(二) 東京市豊島區巢鴨町地内				同 三・三	八七九、九三〇	八	鐵 二六 木 五
(三) 大阪市天王寺區下寺町地内 及其の附近地區				同 三・三	六、九二二、五五	六	鐵 一、六三
(四) 名古屋市中區奥田町地内 及其の附近地區				同 三・三	一、八八九、七八六	四六	鐵 二〇三 木 三三
(五) 横濱市中區南太田町字大原 耕地及其の附近地區				同 三・五	七五三、七五九	一八九	木 二四六

同 九年十一月末現在 二、七四二 三〇、七四七 六八、〇四三、七六六  
**共同宿泊所** 自昭和八年四月至昭和九年三月における共同宿泊所經營總數は一五二(内、公設三三、私設一一九)にして、内、無料のものは八三である。

次に宿泊延人員は合計三、二二一、七二七人にして、上下兩半期に分つて見れば、上半期宿泊延人員は一、五三〇、七三六人、下半期は一、六八〇、九九一人であつて冬期において比較的よく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二六七、五三三人となつてゐる。

**不良住宅改良** 全國における不良住宅密集地區は、二百十七ヶ所の多きに達してゐるので、政府は先づ六大都市における主要なる地區より漸次改良を行ふの方策を樹て、昭和二年度より左の如く公共團體及公益法人をして、これが改良事業に着手せしめた。

(六)神戸市吾妻通五丁目地内  
及其の附近地區

神戸市

同 三・一〇

二、一六、六七九

一九〇

鐵

七〇三

而して昭和七年九月末現在における進捗の状況は、(一)はその住宅建設中鐵筋コンクリート造百六十戸が工事中に屬する外全部完了し、(二)は全部完成。(三)は土地一萬二千二百九十九坪を買収し、住宅四百六十八戸の建設を完了し、工事中二百六十戸、未着手九百三十四戸である。(四)は木造住宅七十七戸の建設未済のものあるの外、他は殆んど完了してゐる。(五)は昭和五年完成。(六)は土地三千五百十五坪を買収し、住宅は百六十六戸の工事中である。

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公益質屋數は七六五(年度内業務取扱質屋數)であつて、貸付金額は一、七九六、七六一圓である。而して同年度における利用者數は二、二五四、二二〇人である。以下貸付、辨濟、流質の各状況を昭和七年度と對比して見れば次の如くである。(第四部統計表参照)

一、貸付状況(社會局調)

年度内業務取扱質屋數

貸付口數

貸付金額

貸付一口平均

年度末現在の貸付金額

昭和七年度  
昭和八年度

五二〇  
七六五

一、七三二、四七六  
二、二五四、三三〇

八、四七五、〇九二・五三  
一、七九六、七六一・五〇

四・八九  
二・五八

四、〇三一、二四三・六〇  
五、二四八、〇七三・〇三

二、辨濟状況(同上)

年度内業務取扱質屋數

辨濟口數

辨濟金額

辨濟一口平均

貸付金に對する利子收入金額

昭和七年度  
昭和八年度

五二〇  
七六五

一、五二七、八三三  
二、〇一〇、六七八

七、四七九、九三九・四七  
九、七五五、九八一・三〇

四・九三  
四・七二

四・七、八二三・六  
六五七、三三・一五

三、流貸状況(同上)

流出したもの

口數

貸付元利金

昭和七年度

二四、二六

五二、〇二〇・三

第三節 公益市場

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公益市場數

五三九、七四二・八三

は二八八にして昨年に比し三の減少である。

賣上高は總計五二、〇九〇、四〇四圓、一ヶ月平均四、三四〇、八六七圓である。これを前年度と比較すれば總計において八一〇、一七六圓、一ヶ月平均において六七、五〇五圓のいづれも増加を示してゐる。

更に賣上高を上下兩半期に分つて見れば、上半期二五、〇三四、二七〇圓、下半期二七、〇五六、一三四圓にして下半期における賣上の方がやゝ大である。(第四部統計表参照)

#### 第四節 公益食堂

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公設食堂數は七四にしてこれを經營主體別に見れば次の如くである。

市府縣營	町村營	其他	計
五	三	三	四

次に利用者は總數一一、一〇五、七三二人、一ヶ月平均九二五、四七七人となつてゐる。

賣上高は總額一、二二六、八七四圓、一ヶ月平均一〇二、二二九圓である。

### 第四章 醫療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療所、診療所、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面の施設は從來閑却視され

てゐたが、昭和七年度後半より政府が御下賜金並國費をもつて農漁山村に於ける時局匡救醫療救護を實施するに至つてから漸く農村方面にも醫療保護施設が普及するに至つた。匡救醫療救護費豫算は昭和八年度九年度各一二〇萬圓にて、九年度をもつて打切りの豫定であつたが、本年その繼續施行が承認され、本年十一月十九日明年度一般豫算一、六〇〇、〇〇〇圓が承認された。

匡救醫療救護の方法としては道府縣に於て直接行ふものと濟生會に委託して行ふものとの二種であつて、その實施に就ては委託診療出張診療、巡回診療の三種を行つて居る。同事業の成績は、昭和七年度、救療患者數五四五、九五〇人、同八年自四月至九月救療患者數は四六九、八四九人となつてゐる。

更に農村に於ける醫療施設としては、本年三菱合資會社々長よりの百萬圓の寄附により、醫師なき地方に醫療施設を普及する目的をもつて、本年度以降三ヶ年に亘り診療所の建設に對し獎勵金を交附する事となつた。

尙近年無産者諸團體が此の方面の事業に積極的に進出し、自らの手によつて無産大衆の醫療保護施設を經營し、注目すべき實績を擧げつゝある。以下無産者診療一般並に特殊醫療保護の各項につきその概況を述べよう。

#### 第一節 無産者診療

ブルジョアの醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に勞働者農民が自らの手で醫療事業に着手するに至つたのは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反對等種々の困難あるに拘らず、各

施設とも何れも相當の成績を擧げてゐる。尙昭和八年には社會大衆黨系の港南診療所が、本年二月には同系統の大衆診療所（井上良二氏經營）が、一月には大衆病院（…）田萬明子氏經營（…）が何れも大阪に開設され、昭和七年創立にかゝる無産婦人同盟經營の無産者病

院とともに何れも此種病院としては最上の設備をもつて診療に従事しつゝある。

主なる無産者診療所の現況は左表の示すが如くである。

名稱	所在地	開始年月	經營責任者	關係團體	被診療者數	診療科目、設備その他
大衆診療所	大阪市此花区吉野町一丁目	昭和九・二・一	井上良二	大衆醫藥同盟	自昭和九年二月、至昭和十年一月、 （但し第二、第四日曜全休、他日曜祭日半休を除く） 總數 四、三九人 一ヶ月平均 三、八五人 一日平均 一、二六人	内科、外科、皮膚科、花柳病科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、肛門病科、醫員數四名、藥劑士二名、看護婦五名、その他二名、内科、外科、眼、耳鼻科、産婦人科、藥局、待合室各室に分る
大衆病院	大阪市港区市場通二丁目	昭和九・一・一〇	田萬明子	社大黨・全國労働組合 その他	概算 二〇、〇〇〇人	内科、産科、婦人科、小兒科、皮膚科、眼科、婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科、外科、手術室、レントゲン室、物療科、各入院病室、試験室、大陽燈室、研究室、等
港南診療所	大阪市大正区中通り四丁目	昭和八・二・三	荒木則敏 田萬清臣	社會大衆黨 全國労働組合 その他	概算 二〇、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、皮膚科、婦人科、手術室、試験室
無産者病院	大阪市東區南王造町	昭和七・九・七	無産婦人同盟 （理事制）		一ヶ年延人員 六、三五人 （内、二、三六人無料患者）	内科、外科、小兒科、皮膚科、婦人科、産科、眼科、看護婦、入院病室、見習病室、一名、手術室、各科室に分る
大衆診療所	大阪市港区夕風町二丁目三六	昭和五・二・六	田萬清臣	社大黨、全國労働、その他	一ヶ年延人員 概算 五、〇〇〇人	内科、外科、小兒科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科、手術室、試験室、大陽燈室、設備その他

名稱	所在	開始年月	組合員	關係團體	被診療者數	備考
社民病院	大阪浪花區市	昭和六・三	三、六一	總同盟	延人員 八三、六六 外來入院 四七三	内、外、小兒、婦人、花柳、齒、眼、耳、咽科、醫師五名、事務員七名、看護婦十二名
大衆診療所	大阪市南區	昭和六・三		社會大衆黨	一ケ年延人員 七、五三〇	個人經營（黨支部の囑託による） 一劑十錢
同	大阪浪花區市	昭和七・二		同	三、五〇〇	同
同	大阪此花區市	昭和六・三		同	二〇、八〇三	同
民衆保險組合醫療部	西ノ宮市	昭和七・六		總同盟 西ノ宮支部	十五日間 三	同
東磐實費診療所	岩手縣千厩町	昭和七・六	三〇〇	社會大衆黨 東磐支部	四十日間 六三〇	
薄衣實費診療所	岩手縣東磐井町	昭和七・五	二八〇	同	四五〇	

以上の他日本勞農救援會（準備會）がプロレタリア醫療制度確立のために活動しつゝある。勞農救援會は本年相次で左翼文化團體が崩壊して行つたにも拘らず、獨り殘存し左翼の孤壘を固守してゐる。その醫療事業方面の活動は一昨年勞救に合體せる舊醫療同盟の擔當に屬し、その活動は無産者診療所の設立を中心にストライキ應援診療、移動診療班の組織にまで及んでゐる。勞救所屬診療所は東京、大阪に數ヶ所存するが、彈壓のため相次で閉鎖されてゆくものが多い。

## 第二節 施療病院及診療所

昭和六年度における我國の施療を取扱ふ病院は、第十三回社會事

業統計要覽によれば、一四二ヶ所あり、内、公設は三五、私設は一〇七である。收容定員は合計五、八五七なるに對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三にして、これが經費は六、一八八、四四八圓である。

このうち百人以上の收容定員を有する規模の大なるものは、函館慈惠院附屬大森病院（一〇〇）、東京市立築地病院（二三〇）、恩賜財團濟生會病院（一七五）、東京慈惠會醫院（一五〇）、泉橋慈善病院（一〇〇）、實費診療所（一一七）、恩賜財團濟生會牛込病院（一〇〇）、養育會病院（一三三）、東京同愛記念病院（二四八）、東京市立廣尾病院（二四〇）、東京市立大塚病院（一五五）、至誠會病院千



歳村分院(一三一)、京都施薬院協會京都施薬院(一三〇)、弘濟會救療部大阪慈惠病院(七〇〇)、日本赤十字社大阪支部病院(一二八)、恩賜財團濟生會大阪府病院(一一〇)、大阪市立市民病院(二七〇)、日本海員救濟會神戸病院(一〇〇)、前橋積善會(一三二)等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き三一〇(内、施設五五、私設二五五あり)外來患者實人員七五七、七六三にして延人員九、二四二、五六二を示してゐる。診療所全體の經費合計一、六六四、四一八圓である。

### 第三節 特殊施療施設

昭和七年度における施療施設を有する精神病院数は公立六、私立三八、計四四にして收容定員合計八、一三〇である。(第十三回社會事業統計要覽)

施設名	入 院		經費
	個數	收容定員	
公立精神病院	六	一、七三六	二、〇四七
私立精神病院	三	六、八五七	六、〇八三
計	四	八、五九三	八、一三〇

次に癩療養所昭和七年の狀況は國立として長島愛生園(收容定員六七八人)栗生樂生園(定員一一五人)及臨時國立官古療養所(定員六〇人)の三ヶ所の外道府縣立療養所五ヶ所、私立療養所七ヶ所であつて、各療養所の收容定員及び經費は次の如くである。(上掲統計要覽)。

#### 第四部第二篇 社會事業施設

道府縣名	組織又は經營主體	收容定員	人 院		經費
			實人員	延人員	
東京	好善社經營私慰園立病院	八一	五七	三〇、五九	一九、四三
	第一區府縣立全生病院	一、〇〇一	二、〇五	三九、五九	二五三、三三
大阪	第三區府縣立外島保養院	五五	六三	二〇、二四	?
群馬	草津聖バルナバ醫院	二五〇	一六	五、三九	四九、四五
	草津鈴蘭園	四〇	一六	二、五九九	二、九五
静岡	神山復生病院	一三七	一三一	七、二三	二六、七八
山梨	身延深敬病院	六〇	七三	二〇、四九	九、六五
青森	第二區癩療養所	三四〇	四二	一八、一五	一一、六三
	北部保養院	(三三)	(三三)	(七、三六)	
香川	第四區大島療養所	四三五	四九三	一五、八七	一六三、四七
熊本	熊本回春病院	八〇	八七	二六、九九	四六、九六
	待 勞 院	七五	一〇四	二六、一七	一六、〇八
	九州療養所(縣)	五八〇	七四六	三三、九〇	二〇四、八三〇
計	公 設	二、九三〇	三、五九一	一〇、九九	七三三、二七六
	私 設	七三	九六	三五、六五	一七三、六五四
	計	三、〇〇三	三、六八七	三六、六四	九〇七、九三〇

備考——一、括弧は外來患者。二、外島保養院、草津鈴蘭園、九州療養所の數は前年度調。三、本表の外、群馬に栗生樂泉園(官)、ホーリネス教會、岡山に長島愛生園(官)、沖繩に宮

古療養所(縣)の施設あり。

結核療養所昭和七年度の現況は、施設施設公設一八、私設一〇、計二八にして、收容定員合計は三、四一五である。(上掲統計要覽)

收容定員	入院		經費
	實人員	延人員	
公設	二、九一	七、二八九	一、〇三三、七五五
私設	一〇	四三四	一、九〇五
計	二六	三、四二五	九、一九四
			一、二六三、八四三
			一、三七一、九五九

#### 第四節 其の他の醫療事業

以上の他醫療保護事業につき注意を要するは産業組合法に依る醫療利用組合の最近における發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せるに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかつたが、近年都市小市民にして開業醫若しくは無料又は輕費の診療機關を利用し得ざるものが、組合組織による醫療施設を利用せんとする傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にもこの種組合の設立を見るに至つたものである。

全國醫療利用組合協會の調査に據れば昭和八年九月十五日現在の醫療組合數總計一〇九組合にて、内、産業組合法によるもの八一組合、單營三六、兼營四五となつてゐる。産業組合法によらざるものは二八組合である。五組合以上を有する府縣は秋田(一〇)、福岡(八)、岡山(八)、長野(七)、青森(五)、東京(五)であつて、また

之を有する都市は東京、青森、弘前、八戸、盛岡、秋田、福山、甲府の八市である。

昭和三年五月青森市に設立された東青組合病院の昭和七八兩年の事業成績概況を左に掲げて置く。(「社會事業」九年五月號)

種別	昭和七年末現在		昭和八年十二月末現在	
	青森市及び東津輕郡の全部	同	同上	同上
組合員數	三、二九三	三、二九三	四、二三四	四、二三四
組合員數	一六、一六〇	一六、一六〇	一七、〇〇七	一七、〇〇七
出資總額	八〇、〇八〇	八〇、〇八〇	八五、〇三五	八五、〇三五
拂込濟出資金	四七、五九五	四七、五九五	五六、六六〇	五六、六六〇
借入金	三九、八八五	三九、八八五	三七、四〇〇	三七、四〇〇
餘裕金	四、一七五	四、一七五	二、八八七	二、八八七
設備金	六七、二四五	六七、二四五	八六、九二七	八六、九二七
收入	九五、六六八	九五、六六八	一一、六二三	一一、六二三
支出	八五、六〇三	八五、六〇三	一〇三、〇五四	一〇三、〇五四
利用實人員	一三、一二七	一三、一二七	一四、三七八	一四、三七八
同延人員	九六、九六三	九六、九六三	一〇八、一九三	一〇八、一九三
利用料	九五、二二七	九五、二二七	一一〇、七七四	一一〇、七七四
醫員の數	二〇	二〇	三三	三三
分院出張所の數	二	二	三	三

## 第二篇 兒童保護事業

我國に於ける兒童保護事業は各種社會事業中最も重要な部門をなすもので、此事業の總數は内務省所管全國社會事業總數の約二五%の多數を示してゐる。然しその施設の内容に於ても亦法制としても未だ遺憾乍ら社會の要求に充分副ひ得るものとは言ひ得ない。只昭和八年十月より兒童虐待防止法が實施せられ、更に本年は少年救護法が實施せられるに至り、兒童保護事業に關する法制上の不備は此點に關する限に於て除去されはしたが。

尙本年二月二十三日畏くも 天皇陛下には、皇太子殿下御誕生を御記念あそばされ我國の兒童並に母性に對する教化と養護施設の思召をもつて御内帑金七十五萬圓を内務並に文部兩省へ御下賜あらせられた。

文部省ではこれを基金として本年四月二十九日恩賜財團愛育會を設立し、なほ基金を増しその利子をもつて左の諸施設を行ふことゝなつた。

一、乳幼兒並びに兒童の保育、養護教育に關する調査研究及び指導。——(主として母性に對するもので講演、講習、映畫に依り行ふ。)二、兒童の情操、知識、健康の向上に關する社會教育施設(展覽會、映畫教育、體育施設により行ふ)三、母性教育(婦人會、女子青年團と聯絡をとり、家庭教育の振興を計る)四、一般兒童の養護に關する施設(兒童相談所の設置、貧困乳幼兒の救濟等を

行ふ)なほ文部省では基金も寄附によつて倍額位にし漸次民間からも理事を入れる方針である。

### 第一章 妊産婦並に乳幼兒保護

#### 第一節 妊産婦並乳幼兒保護施設

我國に於ける保護は法令によるものとしては、工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定によるもの、外救護法に於ては貧困のため生活する事能はざる妊産婦が救護の客體となつてゐるのみに止まる。

近年親子心中の漸増に刺戟せられ、本年各社會事業團體、婦人運動團體等によつて之が社會的防止法としての母子扶助法の制定、同法の實施促進の運動が行はれたが、本年中には未だ具體化される迄に至らなかつた。

兒童保護施設としては乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが、それ等諸施設の概要を左に掲げて置く事とする。(第十三回社會事業統計要覽)に據る)

産院 昭和七年度における産院の數は四五にして、内、八は公設、三七は私設である。而してこれが收容定員數は六一三人であつて、その内一七四人は公設、四三九人は私設に屬する。これが分布状態を見れば、北海道二、東京九、京都三、大阪四、神奈川二、埼玉一、栃木一、愛知一、福島一、岩手三、石川一、岡山二、

山口四、香川一、愛媛五、福岡三、熊本二であつて、比較的その收容能力の大なるものは日本赤十字社産院、恩賜財團済生會乳兒院附屬産院、日本赤十字社大阪支部病院産院、松山醫會附屬無料産院の七〇人乃至五〇人であつて、他は三〇人乃至二〇人が最も多い。

**産婆** 助産事業として公設産婆、妊婦無料相談所及び巡回産婆等の設備は昭和五年度においては三九一あり、内、公設二四六、私設一四五である。乳幼児保護事業の増加に伴つて助産事業も漸く増加の傾向を示し、特に巡回産婆の如きが近來著しく増加を示してゐる。それらの施設の最も多き地方は長野であつて、岡山、富山、埼玉、山口等がこれに次いでゐる。

**乳兒保護施設** 乳兒院、乳幼児健康相談所及保育施設等があるが、乳兒院は東京、大阪のみに存し、昭和七年度の乳兒保護施設は僅かに一九（内、公設五、私設一四）であつて、見るべきものは殆んどない。

**晝間保育(託兒所)** 託兒所は近年著るしき發達を見せ、昭和六年度においては全國に五六七（前年より八五増）内、公設一一八、私設四四九である。收容人員合計は五九、四七五（内、公設一一、〇一一、私設四八、四六四）である。季節託兒所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内、公設四五八、私設二、〇六一にして、公設中市設僅かに四〇にして他は町村營である。

## 第二節 乳幼児保護運動

前項に於ける乳幼児の保護施設の完備充實を圖ると共に、乳幼児保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるため多くの社會事業機關が一般に呼びかけてゐる。就中中央社會事業協議會は毎年五月五日を中心にして前後を通じて一週間全國各地に乳幼児愛護週間を催し、毎年パンフレット、ポスターの作成頒布、ラジオによる講演、講習會の開催、健康診査票の作成頒布、その他を行つて有力なる宣傳を行ひつゝある。本年は同期間に第八回全國乳幼児愛護週間が催された。大阪市に於て大阪乳幼児保護協會主催、府、市、赤十字支部、大朝、大母、市婦人聯合會後援の下に實施された第八回大阪乳幼児保護週間（五月一日より一週間）に於ける事業は次の如くであつた。（同上協會年報による）

### 事業

- (1) 宣傳 (2) 皇太子殿下初御節句奉祝特別事業 (五月五日を期し乳幼児保護に關する講話をなすやう全府下の幼稚園長、小学校長、女學校長に勸奨す) (3) 牛乳配給資金募集 (募集金額七千九百八拾貳圓參拾錢也) (4) 乳幼児健康相談 (二十八ヶ所開催) (5) 赤ん坊審査會 (6) 展覽會 (九ヶ所開催) (7) 講演、映畫、漫談と落語の會 (十七ヶ所開催) (8) ラジオ放送 (9) 印刷物の配布 (10) コドモ大會 (十八ヶ所開催) (11) 母親大會 (12) 週間母親學校 (13) 母の會 (四ヶ所開催) (14) 第二回お母さん表彰式 (15) 兒童健康祈願祭、

## 第二章 貧兒保護事業

## 第一節 不就學兒童

### 1 不就學兒童數

昭和八年度における學齡兒童數は一一、〇二四、五三二名、内不就學兒童數は四五、八一四名であつて、就學歩合は九九・五八%である。不就學兒童は毎年漸減してはゐるが、貧兒又は病兒に對する就學猶豫若しくは免除が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尙ほ相當の數に上つてゐるのであらう。

學齡兒童（昭和八年度）文部省調

種別	男	女	計
就學	五、五六、三〇〇	五、四三、四一八	一〇、九六、七一八
不就學	三三、八七五	三三、九三九	四五、八一四
計	五、五九、一七五	五、四三、三五六	一一、〇二四、五三一
就學歩合	九九・五%	九九・六%	九九・五%

### 2 兒童就學獎勵概況

昭和七年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は一、〇一七、一六七圓であるが、その他の收入を含めて獎勵資金總額は一、五五〇、五八八圓である。道府縣、市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる。即ち、教科書、學用品、被服、食料、生活費等の支給であり、中には交互に組合せ二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和七年度における道府縣、市町村および公益團體の就學獎勵資金支出状況は左の如くである。

道府縣の支給	支給人員	支給金額
道府縣の支給	一、〇二〇	一六、五九六
市町村の支給	一、〇九九、四三二	一、七七五、八三九
公益團體の支給	五三、八八三	八九、〇五三
計	一、一五四、三四四	一、八八一、四八九

### 第二節 缺食兒童保護

昭和七年九月以來文部省は要給食兒童の榮養改善と就學獎勵のため、訓令「學校給食臨時施設方法」に據り全國市町村立小學校をして一齊に學校給食を開始せしめた。その第二年度たる昭和八年度の給食施設費總計一、〇六九、五三六圓、實施市町村數は九、二一五であつてその施設概要は左の如くである。

昭和九年三月末日即ち同八年四月より翌年三月に至る滿一ヶ年間に於ける學校給食を實施せる市町村數は七千四百七十一にして、現品給與施設をなせる市町村千七百四十四を合すれば總計九千二百十五となり、全國市町村數一萬五千五百九十四の九割に於てこれを實施し、七年度に比し九百二十七を増加し、また學校給食を實施せる學校數は一萬二千三百二十九校を算し、これに現品給與施設を有する三千三十八校を加ふれば、合計一萬五千三百六十七校に及び、前年度の一萬三千八百三十校に比し千五百二十二校の増加を示して居る。

本年度に於ける學校給食施設費は、本省の交付金として豫定の八十八萬圓の外に、北海道水害凶作に依る給食施設費十八萬九千五百三十六圓を合算して、總計百六萬九千五百三十六圓にして、

これに前年度繰越金九萬四千餘圓並に道府縣公益團體寄附金、私費給食者負擔、其の他を合すれば總經費實に百五十萬八千四百九十二圓餘に上り、内私費給食施設費は十八萬三千八百五十三圓にして前年度に比し著しく増加せるを認められる。

當多數を占むるため、一校平均給食日數は八十日弱に相當するも、給食延人員は公費給食者三千九百二十九萬四千三百九十九人、私費給食者四百九十萬四千五百六人、合計四千四百十九萬八千九百五人となる。

給食日數は本年度に於ても中途より給食施設に着手せるもの相

學校給食實施狀況に關する調査（自昭和八年四月至昭和九年三月）

種別	公費のみに依り實施せるもの		私費のみに依り實施せるもの		公費私費併せ實施せるもの		計	公費に依り現品を給與せるもの
	實施したる市町村數	實施したる市町村數	實施したる市町村數	實施したる市町村數	實施したる市町村數	實施したる市町村數		
同 學 校 數	六、一六三	一〇、二五六	一七	一〇九	一、二九二	七、四七一	一、七四四	三、〇三六
給食延人員	三、四一、四八一	三、四一、四八一	六七二、一九三	六、八五三、九一八	四、二三三、三二四	四、九〇四、五〇六	五、七九八、五七六	五、七九八、五七六
給食實人員	四〇六、六一	四〇六、六一	六、九二五	一〇〇、〇三九	四六、二九七	五〇六、五九〇	七、七六三	一、九〇八、六五
一校平均給食延人員	三、一六三・一七	三、一六三・一七	六、〇八四・三三	五、六四四・二一	七四・五〇	三、五八四・九五	一、九〇八・六五	二五・五〇
一校平均給食實人員	三、九六三	三、九六三	六三・五三	七四・五〇	二六、五四九・五四	四五・四〇	二七六、三四・五三	二七六、三四・五三
食 費	九六七、七六四・〇三	九六七、七六四・〇三	三六、五七・六五	一四七、三三五・四四	二六、五四九・五四	一八三、八五三・〇九	一八三、八五三・〇九	三・〇七
一人一食當り食費	二・九二	二・九二	五・四三	三・四六	三・四六	三・一四	三・一四	三・〇七
事務費	一三、七五三・六三	一三、七五三・六三	一、七九九・四六	五、四五三・二三	五、四五三・二三	二〇、〇〇五・三三	三、四八・八〇	三、四八・八〇
設備費	五九、八九〇・二九	五九、八九〇・二九	一七九・三五	二二、〇四三・九五	八三、一三一・五九	八三、一三一・五九	一、二八二・四六	一、二八二・四六

第三節 兒童虐待防止事業

近時財界不況にともなひ各種の兒童虐待の事實が漸増し且その性

質も著しく苛酷を加ふる傾向あるに拘らず、之等虐待行爲の豫防又は救済に關しては從來民法、刑法、警察犯處罰令等の中に若干の制裁規定を有するに過ぎぬ有様であつた。然るに政府は昨年各方面の

要望に副ひ、児童虐待防止法を制定し、同年四月一日公布、十月一日実施するに至つた。(同法文は前年度版本年鑑附録中に之を掲げた。)  
 同法實施以來本年三月末日に至る實施成績は次の如くである。

児童虐待防止法實施狀況(社會局保護課)

(自昭和八年十月一日 至九年三月末日)

法第二に依り保護處分を受けたる児童數

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	—	—	—	—	—
一歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
十歳以上	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

第一項第一號處分

同上第二號處分

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	—	—	—	—	—
一歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
十歳以上	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數

第一項第三號處分

合計

年齢別	親権者若くは後見人の虐待に係るもの		然らざるもの		計
	男	女	男	女	
一歳未満	—	—	—	—	—
一歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
六歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
四歳以上	—	—	—	—	—
十歳以上	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

一歳以上	五	二	七	一	一	五	三	八	三	六	八	一	二	二	三	八	二〇
六歳以上	三	四	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十歳以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	六	六	四	一〇	三	三	六	五	七	六	七	七	六	七	六	七	二〇〇

法第二條に依り保護處分を受けたる兒童數

第二項處分

一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一歳以上六歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六歳以上十四歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十四歳以上十五歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四

第三章 少年職業紹介

少年の職業指導並に紹介の事業は、現在少年専門職業紹介所一、専門部の設けあるもの五であつて、其他の職業紹介所に於ても何れも小學校と聯絡提携して職業の紹介斡旋に努めてゐる。尙少年職業紹介上改善すべき事項を協議し或は職業指導、保護、事務連絡等のために全国各地に、小學校職員、紹介所職員、雇傭主、社會事業關係職員等によつて少年職業紹介委員會が設けられてゐる。昭和八年に於ける設置市町村數は六十五に上つてゐる。

昭和八年に於ける少年職業紹介成績並に最近數ヶ年の年別取扱成績は次の如くである。昭和八年職業紹介年報

年次	求人数		求職者數		就職者數		就職率%	取扱紹介所數	聯絡小學校數		
	男	女	男	女	男	女					
大正十五年	三六、九三三	一一、九一九	一一、四七七	四、九六〇	一六、四〇七	四、五一九	一、七六二	六、三〇一	三六・四	一〇九	一、九三五
昭和二年	三六、〇〇二	一〇、四〇四	一七、二七五	七、七九四	二五、〇六九	六、六四九	三、〇三六	九、六八五	三六・六	一三七	二、六一一
昭和三年	五三、九五五	一五、四四七	二五、七七四	一三、八二四	三八、五六八	一〇、三〇〇	四、八二〇	一五、一三〇	三九・二	一四三	二、八四〇
昭和四年	七九、七七五	三〇、二五五	四四、八七二	二四、七六九	六九、六四一	一六、九四一	二、五三六	二八、四七九	四〇・九	一六六	三、二五三
昭和五年	一一一、四三三	三六、四三六	七三、四八八	五八、一九四	一三三、六三三	二七、八三七	三三、五六〇	六〇、三九七	四五・九	一九〇	三、七四八



昭和六年	一三九、九三九	一〇一、八三六	二四一、七六五	一一〇、〇三七	一〇三、八一七	二二二、八五四	三七、〇三六	五〇、七六一	八七、八二七	四二・三	三七	四、二〇三
昭和七年	一六六、三四三	一六〇、五五四	三三六、八五七	一二七、七二四	一三三、七八五	二五〇、四九九	四四、三〇四	七三、五三〇	一二七、八二四	四七・〇	二七九	四、八二二
昭和八年	一八三、三三八	一六六、六〇七	三四九、九三五	一二五、四九五	一四五、四八一	二七〇、九七六	四八、一三三	七七、六六六	一三五、七九九	四六・四	二九七	六、四〇六

	求 人 數		求 職 者 數		紹 介 人 員		就 職 者 數		就 職 率 %				
	男	女	男	女	男	女	男	女					
工業及鑛業	六〇、八五二	七三、六六六	一三三、五二七	四三、一五九	五二、四三〇	九五、五九九	三二、四三三	四、七六三	八〇、二〇六	一六、六九四	四、五二	六二、二五	六四・〇
土木建築	四、七五三	五九	四、八二二	二、七八五	一三〇	二、九一五	二、一八一	七五	二、二五六	一、六五一	七三	一、七三三	五九・一
商 業	九六、六七〇	一〇、八一	一〇九、四八一	四三、一七	三三、三九五	六七、五三三	三六、一九四	一一、二〇九	四九、四〇三	二二、五七八	四、三三九	二五、八二七	三六・二
農 林 業	九〇六	四七四	一、三八〇	四六九	一四四	六三	三八一	一四	五〇五	三〇〇	一一	四二	六七・二
水 産 業	六一九	七	六九七	六三三	三七	六九〇	六二五	五三	六六八	五八四	四	六三八	九一・〇
通信運輸	一、六七六	一、一五	二、八三四	三、〇五四	三、五三三	六、五六六	一、四〇一	一、七五一	三、一五三	七二	五七〇	一、二八八	一九・六
戸内使用人	六、七七五	七三、八三三	八〇、五六八	一九、二〇三	五三、七九九	七二、九八二	八、二二三	四二、四八七	四九、七〇〇	三、三七八	二四、六六五	二八、〇四三	三九・〇
雜 業	九、〇六九	七、五八	一六、六〇六	一一、〇四五	一四、〇三四	二五、〇七九	五、七〇六	六、三〇二	一一、〇〇八	三、二三〇	三、四三三	六、六七三	二六・六
計	一八三、三三八	一六六、六〇七	三四九、九三五	一二五、四九五	一二〇、九七六	二七〇、九七六	八八、一四	一〇九、七八四	一九七、八九八	四八、一三三	七七、六六六	一三五、七九九	四六・四

### 第四章 虚弱兒保護事業

虚弱兒童のための施設は東京の日本榮養協會、兒童愛護會一ノ宮學園、大阪の弘濟會養育部臨海養育舎、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海濱學校、長野の上諏訪兒童愛護會高山保養所の六ヶ所で、收容人員は合計七一六人（昭和七年度）

病兒保護施設は昭和六年度において、公設三、私設一四、計一七で前年と同數である。その收容定員は二三五人で、三〇人以上の收容定員を有するものは東京の婦人共立育兒會附屬病院、日本赤十字社産院乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部産院乳兒科等である。

## 第四篇 社會教化事業

社會教化に關する施設は、之を大別すると消極的に教化手段に依つて社會の害惡を除去せん事を主とせる融和事業、矯風事業の如きものと、積極的に智徳を涵養して庶民生活の進歩發達を圖る事を主とする隣保事業、教化事業等があり、之等施設は内務、文部兩省の管掌するところであるが、茲には文部省の管掌にかゝる社會教育施設と、社會局の管掌する隣保事業につき、その概要を述べるに止める。

### 第一章 社會教育

#### 1 青年學校

從來青年教育は實業補習學校と青年訓練所とに分れてゐて統一を缺く憂ひがあつたので、多年文部省は之が統一を企圖しつゝあつたが、本年十二月陸軍當局の諒解を得て兩者を合併し新に青年學校を設置する事に決した。即ち關係法令の改廢等具體案作成次第文政審議會の諮詢を経て次年四月より實施せられる筈である。青年學校制度案要綱は左の如くである。

##### 青年學校案要綱

時代の趨勢に鑑み青年教育の進展を期せんがため實業補習學校及び青年訓練所を廢止し左記により新たに兩者の特質を取り入れ

たる青年學校を設けんとす。一、名稱、青年學校、二、目的、青年學校は男女青年に對しその心身を鍛鍊するとともに職業及び實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす。三、設立主體、(イ)公立—北海道府縣市町村學校組合、町村學校組合(費用負擔のため學區を設けることを得)(ロ)私立—商工會議所、農會その他これに準ずべき公共團體、私人、四、課程—本科—男子五年但し土地の狀況に依り四年となすことを得、女子—三年但し土地の狀況により二年となすことを得、研究科—一年以上 五、入學資格、本科—高等小學校卒業者または年齢十四年以上にして相當の素養あるもの、研究科—本科卒業者または相當の素養あるもの、六、科目、男子本科—修身及び公民科、普通學科、職業科、教練科、研究科—適宜これを定む。但し修身及び公民科を缺くことを得ず。女子本科—修身及び公民科、普通學科、職業科、家事及び裁縫科、體操科、研究科—適宜これを定む。但し修身及び公民科を缺くことを得ず。七、授業時間、男女とも年百二十時間以上、

#### 2 青年團及青年訓練所

##### 青年團

昭和九年四月末日現在における男子青年團數は一六、〇九九であつて、正團員數は二、四六二、八七三人である。之を前年度と比較すれば、團體數において三〇九、團員數において一、七二六人の増加となつてゐる。同期における女子青年團數は一四、〇五三、正團員數は一、五六一、三五七人で、團體數は前年に比し一七九増加してゐるが、

團員數は一、〇九〇人の減少を示してゐる。

#### 青年訓練所

昭和九年三月末現在の青年訓練所數は公立一五、五二六、私立二四四計一五、七七〇にて、之を前年度のそれと比較すれば、公立は一〇二の減少、私立は三〇の増加で、結局總數においては七二の減少となつてゐる。また同期に於ける青年訓練所生徒數は公立八九六、四八二人、私立一八、九七九人合計九一五、四六一人であつて、前年度に比し公立においては三〇、三二五人の減少を示してゐるが、私立において四、二七〇人の増加となつてゐるため結局總數において二六、〇五五人の減少となつてゐる。青年訓練所生徒數の減少は毎年の現象であつて、文部當局は此訓練所の不振行詰打開策を上述の青年學校の創設によつて行はんとしつゝあるものゝ如くである。

尙青年訓練修了者數は本年四月末日現在公立一〇四、八一八人であり、私立青年訓練所の本年修了者は二、四八一人となつてゐる。

### 3 全國教化團體聯合會

全國教化團體聯合會の本年中に於ける主たる活動は左の如くである。

▲ 全國教化團體聯合會代表者大會——四月二十九、三十兩日、於東京市明治神宮外苑日本青年館。出席者齋藤會長以下四百五十名。

會長諮問事項——社會教育御獎勵の聖慮に副ひ奉るため教化團體として緊急實施すべき具體的方策如何。

協議事項——非常時教化對策の強調徹底方に關する件。

#### 第四部第四篇 社會教化事業

#### ▲ 精神作興週間に克己日

聯合會は昨秋十一月十日國民精神作興詔書發十週年紀念日をトし前後一週間「精神作興週間」を設定し全國民の精神的總動員を促したが、本年も十一月十日を中心とする前後一週間を作興週間、同月十日を克己日と定め、各種の運動を行つた。同期間中の強調要目並に實行事項は左の如くであつた。

**強調要目** (一)非常時國民の覺悟を新にし舉國結束難關突破に邁進せしむること。(二)國民相戒めて自己を反省し家族的協同生活の本義を諒解せしむること。(三)克己忍苦の修練に耐へ能く各自の業務に淬勵し其の生活の充實向上を期せしむること。

**實行事項** (イ)全期間中の實行事項の一斑 1、各地方の實情に基き週間中を通じ、又は其の各日に就き適切なる實行事項を定め之が實行を期すること。2、本週間を起點として團體的申合せによる生活更新の實行を期すること。3、懇談會、座談會、講演會、講話會、其他適宜集會を催し非常時相を確認せしめその自覺緊張を促すこと。4、教化御獎勵の聖旨を奉體し地方教化聯合團體に於ては、その基金の造成その他適切なる教化振興の記念施設を講ずること。(ロ)克己日(十一月十日)の實行事項一班克己日としては昭和六年十二月十五日全國一齊に實施せる第一回克己日の趣旨に準じ地方事情に適應したる方法によるべきも大要左記各項を參酌實施のこと。1、當日は國民精神作興詔書發記念日なるを以てなるべく道府縣、市町村、部落、團體等に於て神社(又は佛閣、教會、學校、公會堂等)に參集し詔書捧讀式を舉げ、終つて共同的實行事項を定め嚴肅なる宣誓等をなすこと。2、國民

各自身邊を顧み克己忍苦以て非常時に處する生活訓練をなすこと

である。

## 第二章 教化事業

### 第一節 隣保事業

昭和七年度における隣保事業数は市町村營三七、法人營三六、其の他七九、計一五二であつて、その経費は四、〇九七、五〇二圓である。これを前年度（昭和五年度）と比較すれば、事業數、経費共にづれも著しく増加し、事業數においては三七の増加、経費は五倍以上に及んでゐる。

隣保事業に於て行ふ施設事項の種類は近隣の事情によつて異なるべきものであるが、事業の性質上教育及修養に關する事項がその最も重要なものであつて、且つ通例行はれてゐるものである。即ち學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外定期又は随時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織に依つて音樂會、文藝會、演劇等を行ひ、尙近隣の家庭訪問、健康訪問等に依つて社會調査をなし、託兒事業、圖書館、人事相談、救療事業、消費組合等の施設を設けてゐるのも尠くない。

### 第二節 婦人保護

昭和七年度における婦人保護施設は二三にしていづれも私設である。しかしてその経費は一七二、三九七圓であつて保護人員三、五一二人、保護件數八、四〇五件である。主なる婦人保護施設は左の如く

道府縣名	稱	保護人員	経費	資産	職員
東京	救世軍東京婦人ホーム	一四	五、五八	九、三六	三
	救世軍警察及び刑務所訪問部	七五	一、九九	—	一
東京	救世軍旅客の支部	三五	—	—	—
	救世軍廢娼部	二四	—	—	—
東京	日本基督教婦人矯風會	三七	二、三三	—	一
	東京婦人ホーム	九	一〇、七四	九五、七七	三
大阪	救世軍光の家	二六	三、七八	—	二
	大阪婦人ホーム	三三	六、五四	一九七、八七	四
神奈川	日本基督教婦人矯風會	二四	一、〇四	—	一
	横濱支部婦人ホーム	一七	一、三〇	九、二五	三
兵庫	神戸婦人同情會	一六	—	—	—
	神戸女子家庭塾	一五	四、三三	一〇、二〇	二
群馬	婦人相談所相愛館	×	—	—	—
	伊勢崎町婦人相談所	七、〇六	一、八三	—	三
宮城	婦人相談所	八	—	—	—
	婦人相談所	二	—	—	—
徳島	基督教婦人矯風會徳島支部	一四	四、六七	三、五三	二
	徳島婦人ホーム	二七	一、〇七	四、六二	二

備考——一、婦人相談所相愛館は群馬縣社會事業協會の經營に係るものなり。二、×印施設の数は前年度調べなり。

# 第四部 (社會事業) 統計表

第一表 社會事業施設累年表 (第三五回統計年鑑ニ據ル)

統制	援助	一般救護	經濟保護							職業紹介	醫療救護	實費診療所					
			住宅經營	宿泊經營	公設市場	簡易食堂	公設浴場	公設質屋	計				施療病院	精神病院	結核療養所	癩療養所	
昭和六年度末	四三	六九三	四九一	三、三八二	一九九	三〇四	六	二〇八	三四	四、四三五	四二	七	七	三九	二七	三	六
同五年度末	四三	一六〇	三九	三、三四三	一四八	三九	八〇	二六	二六一	四、三六七	三四	七	七	三九	二六	三	六
同四年度末	四	一五四	三六七	三、〇七〇	一四〇	三三	七七	二五	一九	四、〇一九	二六	七	七	三九	二五	三	六
同三年度末	四	一六	三四	二、六五三	一四	三三	七	一九	一九	三、四五六	二七	六	三	三	三	二	四
同二年度末	元	七五	三三〇	二、一八七	八九	三六	六	三三	八一	三、四五八	二一	九	三	二	二	三	四

第四部 統計表

六三七

其 計	無 料 產 院	養 育	幼 兒 保 護	兒童保護		其 他	計	隣 保 業	婦 人 保 護	人 事 相 談	司法保護		其 他
				感 化 教 育	貧 兒 教 育						釋 放 人	小 年 人	
八四	二六三	三九	一三四	五八九	六一	六二	一、四六九	二一五	三三	一四六	八二	八三	二六九
八四	二七四	三九	一三〇	五〇六	六一	六二	一、三六七	二一五	二六	一四六	八二	七三	二五四
一七	一九三	四〇	一三〇	四一九	六一	六二	一、二七四	九七	一九	一四六	八〇	七三	二五二
一七	一四七	四三	一三二	三六五	六二	六二	一、二〇八	八九	一八	一三六	七九	六三	二四五
一七	一三九	三〇	一三三	三七五	六一	六一	一、〇三六	五九	三三	一〇一	七四	五五	一四五

第二表 社會事業費統計 (第五三回統計年鑑ニ據ル)

總 額	昭 和 九 年 度 (豫 算)		昭 和 八 年 度 (現 計)		昭 和 七 年 度 (決 算)		昭 和 六 年 度 (決 算)		昭 和 五 年 度 (決 算)		昭 和 四 年 度 (決 算)	
	(千圓)		(千圓)		(千圓)		(千圓)		(千圓)		(千圓)	
(內務省所管)	四六、五七三		七八、二二七		六五、七〇六		三三、三〇三		一〇、九七二		九、四三三	
社會局費	四〇八		四二一		四〇七		四三〇		五〇八		六九八	
職業紹介事務局費	一八七		一九二		一九〇		一九二		一七六		一五五	

部	時	臨	部	常	經
健康保險國庫負擔金			軍事救護費		三、〇七三
			傷兵院費		一、五五四
			國立少年教護院費		四
			國立癩療養所		三二七
			小年教護費		一五三
			職業紹介所		三〇九
			精神病院		二二九
			兒童虐待防止費		五〇
			救護費		二、八三五
			計		三、五六六
			調查及獎勵費		二〇八
			地方改善費		五七四
			健康保險法實施準備費		
			勤險獎勵費		
			補助費		三六四
			失業對策委員會		二〇
			失業救濟道路改良費		
			土木事業調查諸費		一七六
			農村振興其他費		六
			土木事業助成費		五、六四六
			失業應急施設費		五、九四九
			國民更生運動獎勵費		九
			地方改善應急施設費		一、八〇〇
			公益質屋獎勵費		三六九
					五四八
					一、五〇〇
					二五五
					一、五〇〇
					九九
					三、四四四
					八、一八一
					二四、七二三
					二九
					一三、三九九
					一、三三六
					四七三
					七
					二、五二六
					九五四
					一、八五五
					二九二
					二四七
					三二一
					二三四
					二〇三
					二二七
					一六五
					四六
					四七
					一〇九
					二七
					一、七三三
					三、〇三三
					一、五六七
					一五
					三
					二二七
					二〇四
					二二九
					二二九
					六
					四
					二一九
					三、五七
					二、〇一三
					五八六
					七九
					五八三
					五七三
					二四
					六四七

第四部 統計表

六三九





第四部  
統計表

地森青 務事			介紹業職方地岡福 內管局務事								介紹業職屋古名 內管局務事					介紹業職 內管							
福	宮	北	計	沖	鹿	宮	熊	佐	大	長	福	計	石	福	岐	三	靜	愛	計	高	德	和	
		海			兒																		
島	城	道		繩	島	崎	本	賀	分	崎	岡		川	井	阜	重	岡	知		知	島	山	
三	二	〇	六	二	一	三	二	二	三	三	三	三	一	一	二	四	四	二	六	一	一	二	
二	二	八	七		六	一	六			三	一	〇	八	一	五	二	四		四	二	三	四	
		二	八		三		二		一		二	九	七	一			一		三			四	
												三		三					四				
五	四	〇	五	二	〇	四	〇	二	四	六	五	五	六	六	七	六	九	二	〇	八	三	四	〇
		一	一								一	三				一		二	七				
												一				一			一				
		一	一								一	四				二		二	八	一			
五	四	二	五	二	〇	四	〇	二	四	六	六	五	六	六	七	八	九	三	二	六	四	四	〇
四	七	〇	一	六	二		〇	五	三	二	四	六	三	六	一	五	八	九	〇	四		七	三

合	介紹業職方地山岡 内管局務事								介紹業職方地野長 内管局務事					介紹業職方 内管局						
	計 山 愛 香 廣 島 鳥 岡								計 富 新 山 群 長					計 秋 山 青 岩						
	口	媛	川	島	根	取	山	山	湯	梨	馬	野	田	形	森	手				
二二	二〇	四	三	二	五	一	二	三	三	二	四	一	三	三	二	四	一	三	一	
二六	二七	四	六	二	五	一	一	八	三	〇	五	二	二	四	五	四	一	二	九	
一四	四	一	一	一	二	一	一	一	七	一	三	一	一	二	三	三	一	七	九	
一九	一	一	一	一	一	一	一	一	〇	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	
五五〇	五三	九	九	四	三	三	三	三	七	三	四	四	五	九	二	三	四	二	一	
三〇	三	一	一	一	一	一	一	一	九	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三七	三	一	一	一	一	一	一	一	九	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	
五八七	五五	〇	〇	四	三	三	三	三	八	三	五	四	五	九	一	三	三	四	二	九
二、七二九	二八二	六	四	二	三	九	四	五	二〇	一	二	九	九	〇	七	三	四	二	一	

備考 營利紹介業者數ハ八年中ニ營業セルモノノ數ナリ

第三表 (其二) 職業職介所一般職業紹介數月別表

昭和九年	求 人 數		求職者數(登録數)		就 職 者 數		求人總數 =對スル求	求職總數 =對スル就			
	男	女	計	男	女	計					
一 月	七六、三三三	九九、二六六	一七五、六〇九	九〇、一三六	五三、三三六	一四三、三六四	二八、一九九	三三、三三四	六三、五三三	七六	三三
二 月	七三、三三一	五三、八五七	一二六、一八九	八六、〇〇九	四五、三五八	一三二、三六七	三三、三三九	二六、六三〇	五九、八四九	七六	二六
三 月	九六、〇三三	六六、一八九	一六二、二二二	一〇三、一九四	五四、五〇三	一五七、六九七	四三、八七九	二六、六五七	六九、五三六	八八	三〇
四 月	七六、四〇一	五〇、二六四	一二六、六六五	八九、七九一	四五、五三〇	一三五、三三一	三六、四三四	二二、七四五	五八、一七九	九一	二六
五 月	七四、六六六	六〇、六四五	一三五、三二〇	九一、八五三	四三、〇六一	一三四、九一四	三五、七三六	一七、八八九	五三、六二五	九四	二五
六 月	六五、七四四	四七、九九三	一一三、七三七	七五、七六七	三八、三三一	一一四、〇八八	二八、三三八	一五、九八〇	四四、三〇八	一〇一	二三
七 月	六三、一五七	四五、五五三	一〇八、七一〇	七三、三八五	三一、七〇五	一〇五、〇九〇	二八、二七四	一三、九〇〇	四二、一七四	一〇一	二四
八 月	六八、〇五三	五四、七五一	一二三、八〇四	七五、三三三	三三、五〇〇	一〇八、八三三	二六、六九三	一五、九七三	四二、六六五	九三	二五
九 月	七七、〇五六	五七、六九一	一三四、七四九	八八、六四四	四三、四三七	一三三、〇八一	三一、一九二	一八、一七〇	四九、三六二	九六	二五
十 月	九三、八七一	六〇、二九七	一五三、一六八	一〇二、七七六	四二、四九三	一四四、二六八	四〇、八六三	一八、四六三	五九、三三六	九七	二六
十一 月	一〇四、三三〇	一七六、一五七	二八〇、二八七	一一三、〇一五	三六、八四七	一五〇、八六二	五四、九〇三	一九、二五七	七四、一六〇	七四	三二
十二 月	八八、三三三	六六、二七一	一五四、五五四	七九、三五〇	三三、七四八	一二三、〇九八	三九、一四三	一六、六一〇	五五、七五三	五三	二九
昭和九年計	九五、〇八九	八三七、九五三	一、七九四、〇四二	一、〇六八、二五四	五〇一、七二八	一、五六九、九八二	四二五、八六三	二四六、五九七	六七二、四六〇	九一	二六
昭和八年計	八〇八、〇八六	六四三、九三二	一、四五二、九八八	一、〇〇三、四七三	五五五、八二八	一、五〇二、四六八	三二一、三二八	三三九、四〇七	五四〇、七二五	九一	二六
比較増(△減)	一四、〇〇三	一四四、〇四一	三三三、〇四五	六七、七六一	△二四、〇九〇	六七、五三四	一四、五五五	一七、一九〇	一三二、七三五	〇	〇

備考 求人求職ハ月中受數ヲ、比率ハ總數ニ對シテヲ示ス以下同斷

第三表 (其三) 職業紹介所業態別職業紹介數

昭和九年	工鑛業	土木建築	商業	農林業	水産業	運輸通信	戸内使用人	雜業	無希望	合 計
求 人 數	六六七、六二五	一〇〇、八三六	三三二、三七四	二六、四九二	九四、七五五	二六、五〇八	三六二、四三四	一七三、二六六	×	一、七九四、〇四一

求職者數(登録數)	五七、四九四	八八、三七八	二九、八三三	二〇、〇四二	六六、三五五	四四、三〇六	二六五、九六二	二五七、六四八	×	一、五六九、九八二
就職者數	三三、三九二	六四、二一六	九〇、七六五	一七、四五六	六六、八〇七	一五、一三三	一〇六、三六七	八七、四一四	×	六七三、四六〇
求職ニ付キ 就職ノ割合	四三・五	七二・五	三〇・三	八七・一	一〇〇・七	三四・一	四〇・〇	三三・九	×	四二・八

第三表(其四) 日傭労働者職業紹介數月別表

昭和九年	求人數			求職者數			紹介員數			求人數ニ對スル求職者數%	求職者數ニ對スル紹介員數%
	夫業者 使用事業	一般事業	計	夫業者 使用事業	一般事業	計	夫業者 使用事業	一般事業	計		
一月	一、三六一、〇三六	二四〇、五〇五	一、六一、五三一	一、六七七、三七四	一、五二、三四七	一、八二八、七二二	一、三七三、九二七	二四〇、三〇六	一、六一四、二三三	一一三	一一三
二月	一、四九七、四〇〇	二八〇、五一一	一、七七七、五七三	一、七六七、五七三	一、五八、六六七	一、九二六、二六〇	一、四九〇、二四一	二七九、三三一	一、七六九、五七三	一一三	一一三
三月	一、七三二、〇五四	三三三、五八〇	二、〇四四、六三四	二、〇三四、〇二五	一、八一、四七五	二、二二五、四九〇	一、六九七、一五六	三三九、七九三	二、〇二六、九四九	一一三	一一三
四月	七六六、三三六	二四七、二〇二	一、〇一三、五四〇	一、〇九八、〇五六	一、五〇、四三三	一、二四八、四九一	七五五、九一八	二四四、八九五	一、〇〇〇、八一三	一一三	一一三
五月	七二二、〇五三	二九八、七七七	一、〇二〇、八三〇	一、〇八六、四三〇	一、五九、四〇〇	一、二四五、八二〇	七〇三、五九七	二九七、〇五四	九九九、六五一	一一三	一一三
六月	五七七、一一九	二七六、六七九	八四三、七九八	九三四、八二三	一、三八、四二二	一、〇七三、二三五	五五八、五八八	二七三、二〇四	八三二、七九二	一一三	一一三
七月	六〇八、四三五	二九五、八三五	九〇四、二六〇	一、〇三四、七六〇	一、四八、二四三	一、一八三、〇〇三	五九八、四九九	二九三、五〇一	八九一、〇〇〇	一一三	一一三
八月	七三九、三七四	三三二、五三七	一、〇四一、九一一	一、〇八三、〇六七	一、四九、五一九	一、二三一、五六六	七二一、六三〇	三〇九、八三〇	一、〇三一、四五〇	一一三	一一三
九月	五五三、〇八四	二四八、五三七	八〇〇、六二二	八六〇、二六七	一一七、六六四	九七七、九三二	五四〇、四二二	二四五、八三三	七六六、二五三	一一三	一一三
十月	七三九、四八八	三三一、三三三	一、〇六〇、八二二	一、〇七三、九〇一	一、六三、六三〇	一、二七三、五三二	七二六、七二〇	三三七、六三九	一、〇四四、三四九	一一三	一一三
十一月	七四九、五五六	二八八、五八〇	一、〇三八、一〇六	一、〇五二、七二五	一、三五、三六四	一、一八七、〇七九	七三二、四三五	二八五、六七三	一、〇一七、一〇八	一一三	一一三
十二月	八九七、一〇二	三三二、七三四	一、二〇九、八三五	一、二二六、九五九	一、五三、〇〇六	一、三六八、九六五	八八九、二七七	三三一、四三九	一、二〇〇、七〇六	一一三	一一三
計	一〇、九〇一、九八八	三、四六五、七九〇	一四、三六七、七七八	一四、九二七、九三二	一、八〇六、一八〇	一六、七三四、一〇三	一〇、七七六、三六九	三、四三七、四八七	一四、二二三、八九六	一一三	一一三

備考 (登)ハ登録者數ヲ(他)ハソノ他ヲ示ス

第三表 (其五) 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭和九年	求人數		求職者數		就職者數		求人總數 ニ對スル求職者總數	求職總數 ニ對スル就職者數	
	男	女	男	女	男	女			
一月	七七七	七六八	二,四四三	一,六四三	四,〇八六	五三九	三四	八六三	三六〇%
二月	八二一	六〇三	三,二七三	一,八七九	五,一五二	五六三	四二〇	九七三	四七
三月	一,〇九三	九七七	三,八五〇	三,九六八	七,八一八	七二三	七二七	一,四四〇	四八二
四月	一,八八四	六四八	四,八三三	二,八三二	七,六六三	一,六五一	五八	二,六一九	四四
五月	一,三三八	一,〇八一	四,一八八	二,八〇八	六,九九六	九〇七	六六八	一,五七五	四三五
六月	一,二七六	一,三三五	三,六二四	三,九四一	七,五五五	一,〇三五	一,二四	二,一四九	三六三
七月	一,三四一	七三三	二,六九〇	一,六二三	四,三〇三	一,〇五三	六四〇	一,六九二	三八六
八月	一,三七一	一,〇三六	二,八六八	二,〇六七	四,九三三	九九七	六九九	一,六九六	二七五
九月	一,四四〇	一,三三六	三,四五二	五,八三三	九,二八三	九七七	一,〇〇三	一,九八〇	三七〇
十月	一,五〇四	九六七	四,〇一〇	二,八三三	六,八四二	一,一七四	七五六	一,九三〇	四三五
十一月	一,三六〇	一,三三七	三,七〇一	二,七五五	六,四五六	一,〇二三	一,二三	二,一三六	三五〇
十二月	一,三五八	九四七	三,〇五七	一,六七三	四,七三九	一,一八七	八九九	二,〇八六	三三六
計	一五,五五五	一二,七五一	四一,九七四	三三,八六一	七五,八三五	二一,八〇八	八,八八一	二〇,六八九	三三

第三表 (其六) 營利職業紹介數月別表

昭和九年	求人數		求職者(登録者)		就職者數		取扱業者數
	男	女	男	女	男	女	
一月	三三,八八八	四五,〇七九	二二,五四〇	二六,五三三	五〇,一〇三	五三,五五四	一,八八四
計	三三,八八八	四五,〇七九	二二,五四〇	二六,五三三	五〇,一〇三	五三,五五四	一,八八四

二	月	三、六四一	四、二九一	七六、九三三	三三、五六四	二九、四三〇	五五、九八四	五五、六九八	一五、六九九	二二、七二五	三七、四二四	一、八六三
三	月	三、三五九	五、六三八	八七、九九七	三三、一六三	三五、六四九	五八、八二二	六四、五九三	一六、四七二	二五、四九一	四一、九六三	一、八八四
四	月	四、五二六	五、八五九	九八、三七五	二四、三五五	四三、〇七七	六七、四〇二	七三、八九五	一七、五六七	二九、四二四	四六、九九一	一、八八八
五	月	四、五〇九	五、八九〇	九四、三九九	二六、三〇六	四一、七三九	六八、〇四五	七五、九七〇	二〇、二三三	二九、三五七	四九、五九〇	一、八三三
六	月	三、七三三	四、〇三四	八〇、七五六	二三、五六四	三六、二三四	五九、七九八	六五、九六三	一七、六三八	二四、四九一	四三、二一九	一、六八一
七	月	三、三三八	四、七、六六八	八三、九九六	二四、四九〇	三一、八五四	五八、三四四	六五、七九〇	二二、四五二	三三、一四六	四四、五九七	一、六九五
八	月	四、九三六	五、〇二六	九一、九六四	二五、五三一	三三、〇五五	五八、五六六	六六、二五六	一八、六七二	三三、九八四	四三、六五六	一、七三二
九	月	四、五九八	五、九三三	九六、五三二	二八、六七九	三九、一五〇	六七、八二九	七三、五四〇	二〇、二二六	二八、四八二	四八、六〇八	一、七〇〇
十	月	四、〇八一	五、五、三七六	九五、四五七	二五、五三三	三七、六五一	六三、一八四	七二、八六七	二〇、二五三	二六、九三三	四七、一七五	一、六五〇
十一	月	三、九七七	五、〇、八九四	八八、八七一	二五、三三二	三六、七三九	六三、〇六〇	六九、〇二二	一九、三九〇	二四、六五九	四四、〇四九	一、五七一
十二	月	三、六一九	四、一、四〇一	七三、〇二〇	二二、六三三	二六、二二〇	四七、七四二	五四、〇五六	一七、八九五	二二、七〇八	三九、六三三	一、六四五
計		四七、一六	六〇〇、〇六九	一、〇四七、一八五	二九四、六三六	四二七、二五〇	七二一、八八八	七九一、一九四	二三、〇六〇	二九九、三六九	五三一、四二九	

第四表(其一)住宅組合統計(社會局調)(昭和九年十一月末日現在)

北海道	五	七九七	一、六九四、八三三	二八	二八七	五三三、四八四	四五五、九四〇
東北	五三三	五、二九九	一六、三三六、八五〇	四九〇	四九〇	七二六、八〇〇	八八四、五三六
東京	一三五	二、六九六	五、八〇〇、二六四	二二七	二二七	三六八、五〇〇	一〇〇七、九八〇
大阪	一三五	一、四六八	四、二六七、〇七〇	三三三	三三三	六七六、七二〇	一〇四九、八〇〇
神奈川	三三六	二、二五五	四、四二〇、九三〇	三三五	三三五	四七五、八〇〇	六七一、三七五
兵庫	一八七	一、八七七	四、二五三、一九四	五五五	五五五	一、〇三四、七七四	七〇〇、六八〇
長崎	六〇	五五一	一、三五五、三六八	九七七	九七七	一、七七五、八〇〇	五二四、〇五二
新潟	三	三七三	六七五、一〇〇	六四三	六四三	一、一九三、六五四	三三六、九二〇
埼玉	三	一九八	四〇四、一四〇	二七	二〇九	三五九、五四〇	六三六、四五六
山梨	二七	二〇九	三五九、五四〇	二七	二〇九	三五九、五四〇	六三六、四五六
群馬	二六	二八七	五三三、四八四	二八	二八	四五五、九四〇	
千葉	四七	四九〇	七二六、八〇〇	四九〇	四九〇	七二六、八〇〇	
茨城	二六	二二七	三六八、五〇〇	二二七	二二七	三六八、五〇〇	
栃木	三三	三三三	六七六、七二〇	三三三	三三三	六七六、七二〇	
奈良	二四	三三五	四七五、八〇〇	三三五	三三五	四七五、八〇〇	
三重	五一	五五五	一、〇三四、七七四	五五五	五五五	一、〇三四、七七四	
愛知	九三	九七七	一、七七五、八〇〇	九七七	九七七	一、七七五、八〇〇	
静岡	六一	六四三	一、一九三、六五四	六四三	六四三	一、一九三、六五四	
山岡	六一	六四三	一、一九三、六五四	六四三	六四三	一、一九三、六五四	
秋田	一五	三九一	六三六、四五六	一五	三九一	六三六、四五六	
滋賀	一五	二八	四五五、九四〇	二八	二八	四五五、九四〇	
岐阜	六四	六二二	八八四、五三六	六二二	六二二	八八四、五三六	
長野	四	四六六	一〇〇七、九八〇	四六六	四六六	一〇〇七、九八〇	
宮城	三三	三九二	一〇四九、八〇〇	三九二	三九二	一〇四九、八〇〇	
福島	六一	六〇三	六七一、三七五	六〇三	六〇三	六七一、三七五	
岩手	四六	四七七	七〇〇、六八〇	四七七	四七七	七〇〇、六八〇	
青森	四六	四七七	七〇〇、六八〇	四七七	四七七	七〇〇、六八〇	
山形	一八	二〇四	三三六、九二〇	二〇四	二〇四	三三六、九二〇	

組合數 組合員數 住宅建設費 組合數 組合員數 住宅建設費 組合數 組合員數 住宅建設費

第四表(其二)共同宿泊所統計(社會局調)(昭和八年度)

福井	三三〇	五九七、九〇〇	山口	四	五四〇	八八四、九五六	大分	三	二四九	五七〇、七〇〇
石川	三三	六三三、五〇〇	和歌山	一九	三三〇	五七七、二〇〇	佐賀	一九	一九四	五一〇、七三〇
富山	七九	八三三、六三〇	徳島	二	一一三	二四一、〇三三	熊本	三三	三三四	七五八、六六〇
鳥取	二九	五八四、九二〇	香川	六	八〇	二〇九、四〇〇	宮崎	二九	三三三	五五四、三〇〇
島根	五六	五九九、六六五	愛媛	四	三七七	六七五、九六一	鹿兒島	一九	二九七	八八〇、四五〇
岡山	二六	九三二、一七〇	高知	四	三五三	五七、一九〇	沖繩	一五	一一〇	二四六、六〇〇
廣島	七二	一、六五五、四五〇	福岡	二六	一、一四〇	二、四九七、八五〇	計		二、七四三	三〇、七四七
										六八、〇四三、七六六

經營主體別箇所數

宿泊延人員

公設 私設 計

四月—九月 十月—三月 計

一ヶ月平均延人員

宿泊料

北海道	一	八	八	一六、〇八三	三七、五六八	五三、六七〇	四、四七三	無料五、十錢—十五錢
東京都	二	六	二	八六四、四九八	九六六、六三三	一、八〇四、一三三	一五〇、三四四	無料一九、十錢—三十錢
大阪府	一	六	二	二四、六五四	二二、七四九	四六、四〇三	三、八六六	無料一、十錢—三十錢
神奈川県	一	六	六	一七三、一五三	一七六、五九九	三四六、七四三	二九、〇六二	十錢—三十錢
兵庫県	四	一	一五	一四七、九九九	一六六、七三二	三三六、七六一	二六、三九六	無料八、
新潟県	一	二	二	一四〇、三七八	一三七、八〇九	二七六、一八七	三三、一八二	無料四、四錢—十七錢
埼玉県	一	一	二	一一三	一一二	二二二	一八	無料三、
群馬県	一	一	一	一〇三	七六	一八〇	一五	十五錢
茨城県	一	三	三	一四八	八一	三三九	二七	無料三、
栃木県	一	一	一	七九八	七六八	一、五六六	一一〇	無料一、
三重県	一	一	一	八〇四	七六六	一、五九〇	一一三	無料一、
愛知県	五	一	一四	三、〇四三	三、一五七	六、一九九	五六	無料一、
計				一〇〇、一七七	一三三、五〇八	三三三、六四五	一八、五三三	無料二、三錢—二十錢

第四部統計表

静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	岩手	秋田	福井	富山	岡山	広島	山口	徳島	愛媛	福岡	計
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
三	一	一	二	一	一	三	二	一	一	二	七	二	一	一	一	五
五	一	一	二	二	二	三	二	一	三	七	七	二	一	一	一	五
三、六八五	五、二七〇	八七三	三、一八一	一、二三三	一、一六九	二、二三四	二、八七七	五、〇七七	五、〇七七	三、〇四八	三、〇四八	一、七六一	五、六	一、〇七九	一、〇七九	一、八、六三三
四、五六四	三、六二二	三三四	二、六五五	一、四三七	一、二四六	五、一五五	二、六七一	四、八二六	四、八二六	三、〇四八	三、〇四八	一、六六三	三、六	五、八八	五、八八	二〇、三三九
八、二四九	八、八八二	一、一九六	五、八三六	二、四六九	二、四二五	七、三九九	五、五四八	九、八九三	九、八九三	三、四一四	三、四一四	三、四三三	九三	一、六六七	一、六六七	三、八九三
六七	七四〇	九九	四六六	二〇五	二〇一	六二五	四六三	八二四	八二四	二、七三三	二、七三三	二八五	七	一三六	一三六	三、二四五
無料五、	無料一、	無料一、	無料二、	無料一、十錢	無料一、十錢	無料二、二五錢	無料二、	無料三、十五錢	無料三、十五錢	無料三、十錢—二十錢	無料三、十錢—二十錢	無料二、	無料一、	十錢	十錢	無料四、十錢
無料八三																無料八三

備考—報告未着ノ爲メ前年度分ヲ掲出セルモノ群馬、岩手、秋田、山口、

第四表 (其三) 借地借家調停件數月別表 (官報ニ據ル)

昭和九年	受理件數				計	却下	其他ノ處分 ニ因ル終了	既濟						
	舊受	新受	計	却下				調	不調	取下	其他	計	未濟	
一月	一、三三七	一、一七四	二、四三一	—	—	—	一七	九五〇	九	一四四	—	—	一、一三〇	一、〇五〇



第五表 公益市場統計（社會局調）（昭和八年度）

月	計	北海道	東北	東京	大阪	神奈川	兵庫	長崎
二月	一、四〇一	一、六四三	三、〇四三	二六	一、三三三	一、二七三	一、五三三	一、五〇〇
三月	一、五二〇	一、九二四	三、三四四	二九	一、六七九	一、二四四	一、九五五	一、四七九
四月	一、四七九	一、六六六	三、一七七	三〇	一、四三〇	一、三七七	一、六九二	一、四三五
五月	一、四三五	一、七〇六	三、一三一	二八	一、四八〇	一、二四二	一、七四八	一、三六三
六月	一、三六三	一、七〇〇	三、〇八三	四一	一、三三三	一、一七四	一、五七二	一、五二一
七月	一、五二一	一、五〇三	三、〇四四	三四	一、二三九	一、二〇五	一、五〇四	一、五二〇
八月	一、五二〇	一、三六四	二、八七四	一〇	八〇三	一一二	九四五	一、九二九
九月	一、九三九	一、六五九	三、五六八	三三	一、五三六	一、一九七	一、七八七	一、八〇一
十月	一、八〇一	一、七七〇	三、五七一	三四	一、五九〇	一、三三三	一、九〇三	一、六六八
十一月	一、六六八	一、七八二	三、四九〇	三〇	一、五三六	一、二五六	一、八六三	一、五八七
十二月	一、五七七	一、四〇三	二、九九〇	二〇	一、四〇七	一九七	一、六七八	一、三三二
計	一八、五六一	一九、二五五	五七、八二六	三四	一六、二六七	三四	一九、二九九	

經營主體別施設數

賣上高

市府縣營 町村營 其他 計

四月—九月

十月—三月

計

一ヶ月平均賣上高

道	市	町	村	其他	計	四月—九月	十月—三月	計	一ヶ月平均
北海道	二	一	三	一	四	三五七、七三二	三九九、五四四	七五七、二七五	三三、一〇六
東北	三	三	五	一	四	三、六八七、〇四三	四、一七六、七六二	七、八六五、八〇五	六五、四八三
東京	二	一	三	一	三	一、一五二、一八五	一、二三八、三四	二、三八〇、四九九	一八九、三七四
大阪	△	四	六	一	六	一一、九三三、〇九六	一三、八二四、二五	二四、七四六、二二	二、〇六三、一八四
神奈川	八	一	三	一	八	五三六、三三六	五四四、三三六	一、〇七〇、六四三	八九、三三〇
兵庫	六	二	一	一	八	一、六七九、二二	一、六六九、四三五	三、三四八、五四六	二七九、〇四五
長崎	△	一	一	一	九	八二七、三六六	七〇三、四九九	一、五三〇、八六五	二二七、五七二

第四部統計表

六四九

福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	宮	長	滋	靜	愛	三	奈	茨	埼
岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	城	野	賀	岡	知	重	良	城	玉
						△								△									
八	四	一	一	七	一	二	七	二	二	一	二	五	二	一	一	一	一	四	二	一	一	一	一
						二		二	二								三		五	一	五		
						一	一		一			一			四				一		一		
八	四	一	一	二	一	五	八	四	五	一	二	六	三	一	五	一	四	四	三〇	一	七	一	一
六九四、七三四	二六、四三一	二六、九三〇	六、五三六	三四、四三四	二六七、四〇八	一八四、四六八	九五、七六〇	一六三、九一七	五七、〇三三	四、五七一	一〇一、三七五	一三七、三〇四	一三三、九四八	一一、四三九	四八、一九三	七六、七三六	二九、九八五	一、八二七、八五六	一、二〇六	一八二、六一一	二四、五〇七	一五、九四〇	
八〇四、四九九	一三三、二二八	二八、三五七	九、四一六	四〇、六四三	二九一、五三三	一八七、八六八	一一三、一三〇	二〇三、九五六	五七、六四四	四、七六四	九三、五五二	一四一、三五二	一一九、〇九五	八、〇七三	四九、四二八	八六、一一三	一三三、三五五	二、一五八、七五七	七、九三四	一九八、五七一	一四、七〇四	七、八二八	
一、四九九、二三三	二四八、五四九	五五、二八七	一五、九四一	七五、〇六六	五五八、九四〇	三七二、三三六	二〇七、八八〇	三六七、八七三	一一四、六七六	九、三三五	一九四、九二七	二七八、六五五	二四三、〇四三	一九、五〇二	九七、六三〇	一六三、八三八	二四三、三〇〇	三、九七六、六一三	九、一四〇	三八〇、二五三	三九、二一一	二三、七六六	
一二四、九三五	二〇、七二二	四、六〇七	一、二三八	六、二五五	四六、五七八	三二、〇三八	一七、三三三	三〇、六五六	九、五五六	七七	一六、二四三	二二、三三〇	二〇、二五三	一、六三五	八、一三五	一三、五六九	二〇、一九一	三三、三六四	七六一	三一、一八七	三、二六七	一、九八〇	

大分	1	1	1	1	72,497	70,976	143,473	11,956
佐賀	1	1	1	1	48,883	59,733	108,616	9,049
熊本	1	1	1	1	10,823	23,421	44,254	3,687
宮崎	1	1	1	1	164,764	248,483	413,247	34,437
鹿兒島	2	1	1	3	131,464	101,750	203,214	17,101
計	24	4	5	28	250,347	270,556	520,920	4,345,867

備考 △印ノ縣ハ未報告ニ付キ前年度分ヲ計上ス

第六表 公益質屋統計(社會局調)

昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	貸付		辨濟		流質				
					貸付	貸付	口數	辨濟	貸付金ニ對スル利息收入金	口數	貸付元利金		
1	1	1	1	1	735,276	949,860	5,173,338	2,633,338	744,755	4,064,341	244,399	33,005	143,209
同	同	同	同	同	966,745	1,288,672	6,479,853	3,809,972	1,034,430	5,409,736	339,897	65,679	339,650
同	同	同	同	同	1,124,375	1,433,030	7,242,398	3,675,878	1,258,143	6,535,770	399,933	99,925	495,543
同	同	同	同	同	520,143,000	1,732,476	8,475,092	4,032,242	1,527,832	7,479,739	437,823	124,238	511,010
同	同	同	同	同	751,878,822	2,254,330	11,776,733	5,248,077	2,010,678	9,755,981	657,323	98,558	439,742

第七表 公益食堂統計(社會局調)(昭和八年度)

北海道	經營主體別			利用者數	賣上金高	一食料金(錢)					
	府縣	市營	町村			總額	平均額	朝晝夜			
北海	4	1	3	7	131,910	19,335	2,439	2,285	10	10	10
道	4	1	3	7	131,910	19,335	2,439	2,285	10	10	10

第四部 統計表

東	京	二	四	二	六	五、九〇三、三三一	四九一、九三五	六二二、四九二	五二、二三四	一〇五	一五五	一五五
大	都	一	一	一	二	一、六、八六七	一三、〇七二	一九、四五五	一、六二二	九	一一	一一
神	阪	三	一	三	一	三、四、四〇〇	二、八七〇	四、二八七	三五七	一〇	一三	一三
奈	川	三	一	三	七	二〇九、七六九	一七、四八〇	三三、四四二	二、七八六	一五八	二〇	二〇
兵	庫	六	一	一	六	二、一七四、九一六	一八二、二四三	二二、五三三	一七、七〇九	九	一一	一一
長	崎	一	一	一	一	九五、六〇〇	七、九六六	九、二五三	七七二	二	二五	二五
新	潟	一	一	一	一	九三、〇四五	六、六七〇	一四、二四九	一、一八七	一〇	一〇	一〇
茨	城	一	一	一	一	五二、五二八	四、二九四	四、三五五	三六〇	八	一〇	一〇
愛	知	五	二	一	七	七三六、二五七	六一、五二二	二二〇、六一八	一〇、〇五一	一〇八	一〇	一〇
靜	岡	三	一	一	三	三四九、五五九	二九、二一九	三六、三九九	三、一九九	八	一〇	一〇
長	野	一	一	一	一	一一、八七四	九八九	一、二八五	一〇七	八	一三	一三
宮	城	一	一	一	一	三四、五〇一	二、九五八	三、五八二	二九八	八	一〇	一〇
福	井	一	一	一	一	六六、五二五	五、五四三	六、七二七	五六〇	八	一〇	一〇
富	山	二	一	一	二	一七一、四三三	一四、二八五	二〇、五〇九	一、七〇九	一〇	一三	一三
廣	島	一	一	一	一	一〇一、〇一三	八、五〇一	九、三三七	七七八	一〇六	一三	一三
和	山	一	一	一	一	五二二、一四二	四二、七一	五二、三〇八	四、二七五	一〇	一〇	一〇
福	岡	三	一	一	三	一六七、一四三	一三、九三八	三六、六六四	三、〇五五	一五〇	一四	一四
計		五	三	三	四	一一、一〇五、七三三	九三五、四七七	一一、二二六、八七四	一〇三、二九九			

第八表 公益浴場統計 (社會局調) (昭和八年度)

市町村其他計	經營主體別		入浴人員		入浴料		入浴料金(錢)
	市町村	其他	延一ヶ月人員	延一ヶ月人員	總一ヶ月額	平均一ヶ月額	
東京	三	一	七五、三八	六五、四五	一七、三六七	一、四四七	大人三、小人一
京都	四	三	一、六三、九四	一、六一、六一	三三、七〇〇	一、九七五	大人一、小人一
大阪	三	六	二、四四、〇四	二四六、一六七	五〇、四四六	四、二〇三	大人一、小人一
神奈川	一	一	一三二、五九五	一〇、九六六	四、三三九	三五三	大人四、小人三
兵庫	一	一	一一六、一〇〇	九、六七五	二、三三三	一九三	大人二
新潟	一	五	二八〇、三三六	二二、三六〇	二、三三七	一九三	年(大人二〇—二四〇 小人六〇—一〇〇)
奈良	四	一	六、五二一、六〇五	五四三、六三三	五六、二四	四、八四三	大人一、小人〇・五—一
三重	一	三	一〇五、一九三	八、七六六	一、六〇〇	一三三	無料2、大人二、小人一
愛知	一	四	一〇八、二〇〇	九、〇一六	一、一三九	九四	無料2、大人一・五、小人一
静岡	一	一	一八八、四四	一五、七〇三	二、五四六	三三	大人一・五、小人〇・五—無料2
滋賀	二	七	一、一三五、二九〇	九四、六〇七	一一、一七三	九三	無料2 大人〇・五—二・五 小人〇・五—一
岐阜	一	一	一四七、〇〇〇	一三、〇八三	一、五七〇	一三〇	大人一、小人一
長野	二	一	八三五、八六三	六九、六五五	七、六二六	六四	無料1、大人一、小人一
宮城	一	一	一三七、二〇九	一一、四三四	二、七四四	三六	大人二、小人二
福島	一〇	一	一、五七五、四六〇	一三二、二八八	四、一五一	三五四	無料8、大人二、大人一
岩手	一	一	三三、七六六	二、八二三	九三	七六	大人三、小人二
青森	一	一	二二六、四三〇	一八、〇三五	二、九〇五	二四三	大人三
秋田	三	一	三六五、一七〇	三三、七六四	二、〇三一	一六九	無料1、大人二・五—四、小人二

第四部 統計表

石川	富山	鳥取	岡山	廣島	和歌山	徳島	高知	熊本	宮崎	沖繩	計
一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	三
三	一	九	七	一	五	二	二	一	一	一	五
三	三	二	九	一	六	二	二	一	一	一	一六
三三四、五九〇	三三二、八七七	六九八、六五四	三二〇、二二五	一三六、九九五	六九一、五六六	四三、九二六	四二、四〇〇	一、〇四〇、一三三	二四、一五九	八三、三五三	二〇、八三七、〇六三
二七、八八二	一九、三三三	五八、八五一	二五、八五一	一一、四二六	五七、六三〇	三、五七七	三、四五〇	八六、六七七	二、〇四四	六、九四六	一、七三五、五八八
五、二四	一、一三九	四、五二五	二、四三五	二、九九三	一〇、八一九	七二七	六二六	一三、八〇三	四九九	二、三三三	二四一、九八五
四四	九四	三七六	二〇二	二四九	九〇一	六〇	四二	一、二五〇	四二	一四	二〇、二六五
無料6、大人二一四、小人一一二	大人〇・五一一、小人〇・五	無料4、大人一一二、小人〇・五一一	無料6、大人一、小人〇・五	大人三、小人一	大人一一二、小人〇・五一一	大人三、小人一	大人三、小人一	大人(平均)三、小人(平均)二	大人三、小人二	大人三、小人一	

備考——福島、秋田、高知ハ前年度分ヲ計上ス、圓以下切捨

第九表 少年審判所保護處分統計(官報ニ據ル)

(昭和九年)		受理件數	審判開始	訓戒	保護者引渡	保護團體引渡	少年保護司ノ觀察	矯正院送致	其他	計	其他合	計	未濟
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
二二、三三九	一、四八三	二四、八三三	一五、九四五	七九八	一六、七四三	△四、五四二	△四、五四二	△三、五五九	△三、〇五九	△一、〇九七	一、〇九七	一、一三〇	二二七
△四、九五六	△四、四二一	△四、九五六	△三、五五九	△三、〇五九	△一、〇九七	△一、〇九七	△一、一三〇	△二、二七	△八六	△七三	△六三	△六、五三〇	△五、六七六
△一、二四七	△三、九五六	△一、二四七	△三、五五九	△三、〇五九	△一、〇九七	△一、〇九七	△一、一三〇	△二、二七	△八六	△七三	△六三	△六、五三〇	△五、六七六
一、二六	六九	一、二六	一、〇九七	六九	一、二六	一、〇九七	一、一三〇	二七	八〇	九〇	一、二六	一、一三〇	二七
△八〇	△九〇	△一、二六	△一、〇九七	△六九	△一、二六	△一、〇九七	△一、一三〇	△二七	△八六	△七三	△六三	△六、五三〇	△五、六七六
八九	四	九三	八五	四	九三	八五	九三	二七	八六	七三	六三	六、五三〇	五、六七六
三三、九六八	一、四〇八	三五、三七六	三三、五六〇	一、四〇八	三五、三七六	三三、五六〇	三五、三七六	三、九六八	三三、九六八	一、四〇八	三五、三七六	三三、五六〇	三、九六八
八五四	七五	九二九	八五四	七五	九二九	八五四	九二九	二七	八六	七三	六三	六、五三〇	五、六七六

刑罰法令ニ  
觸ルル行爲  
ヲ爲ス虞  
アルモノ

計	合 計		計	合 計		計	合 計		計	合 計	
	女	男		女	男		女	男		女	男
計	一、五八〇	三三、六三四	計	一、五八〇	三三、六三四	計	一、五八〇	三三、六三四	計	一、五八〇	三三、六三四
△	八五六	一六、〇四三	△	八五六	一六、〇四三	△	八五六	一六、〇四三	△	八五六	一六、〇四三
△	四三五	五、四八	△	四三五	五、四八	△	四三五	五、四八	△	四三五	五、四八
△	四〇六	三、五九九	△	四〇六	三、五九九	△	四〇六	三、五九九	△	四〇六	三、五九九
△	四八八	一、〇九一	△	四八八	一、〇九一	△	四八八	一、〇九一	△	四八八	一、〇九一
△	四〇五	四〇六	△	四〇五	四〇六	△	四〇五	四〇六	△	四〇五	四〇六
△	四、〇〇五	三、五九九	△	四、〇〇五	三、五九九	△	四、〇〇五	三、五九九	△	四、〇〇五	三、五九九
△	一、一七九	一、二七三	△	一、一七九	一、二七三	△	一、一七九	一、二七三	△	一、一七九	一、二七三
△	一、三五三	一、二七三	△	一、三五三	一、二七三	△	一、三五三	一、二七三	△	一、三五三	一、二七三
△	一、二五九	一、二六四	△	一、二五九	一、二六四	△	一、二五九	一、二六四	△	一、二五九	一、二六四
△	一九	一九	△	一九	一九	△	一九	一九	△	一九	一九
△	九〇	七、六	△	九〇	七、六	△	九〇	七、六	△	九〇	七、六
△	七、三三六	六、六八九	△	七、三三六	六、六八九	△	七、三三六	六、六八九	△	七、三三六	六、六八九
△	六、三三九	五、八八八	△	六、三三九	五、八八八	△	六、三三九	五、八八八	△	六、三三九	五、八八八
△	九〇	六	△	九〇	六	△	九〇	六	△	九〇	六
△	二四、三三六	三、八二七	△	二四、三三六	三、八二七	△	二四、三三六	三、八二七	△	二四、三三六	三、八二七
△	八八八	八〇七	△	八八八	八〇七	△	八八八	八〇七	△	八八八	八〇七

備考——  
一、△印ハ他ノ處分ヲ併科シタルモノニシテ外數ナリ

一、保護處分中其他トアルハ校長訓戒書面誓約ヲ、終結ニアリテハ檢事ニ送致及他ノ審判所へ送致ヲ含ム  
少年教護院送致病院送致、又ハ委託ノ處分ハ一モナシ

### 第十表 起訴及刑執行猶豫者保護状態調 (官報ニ據ル)

(1) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ保護状態 (昭和九年中)

種別	起訴猶豫		刑執行猶豫		計		前年比較増		保護者アル者		保護者ナキ者		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
計	二四、四七五	二七、五二八	二四、四七五	二七、五二八	二四、四七五	二七、五二八	二五、七三三	二七、七五三	一一三、五六七	一六、五六四	一一四、八〇五	一、五五八	二四七、三七三
男	一三、六二七	一、五四三	一三、六二七	一、五四三	一三、六二七	一、五四三	九二四	一、五一一	一一、九六八	一、四七六	七三三	八二	一三、六七二
女	一一、八四八	六〇〇	一一、八四八	六〇〇	一一、八四八	六〇〇	二、八〇九	一、二四〇	一一、五六四	一一、一八八	一一、五五四	二八、一八	一一、五五八
計	二六、八九三	六、四九七	二六、八九三	六、四九七	二六、八九三	六、四九七	二七、七五三	二七、七五三	一一三、一三一	一四、六三九	一四六、三五九	一、五五八	二七五、四九〇
備考	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備考	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

備考——  
×印ハ少年ニシテ内數ヲ示ス

保護者別者

司法保護團體	二、八七七
父母	四、八三三
兄弟姉妹	七、五五七
其他ノ親族	二四、六〇九
知己故舊	二四、七二七
宗教家	三二
教育家	六六
篤志家	一四四
戶傭主	九、九二二
其他	六、三三六
計	二九、一三二